

第二期公立大学法人山梨県立大学中期目標	第二期公立大学法人山梨県立大学中期計画
<p><b>第一 中期目標の期間</b> 平成二十八年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの六年間とする。</p>	<p><b>第一 中期計画の期間</b> 平成二十八年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの六年間とする。</p>
<p><b>第二 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b></p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果・内容等に関する目標</p> <p>ア 学士課程 (No.1)</p> <p>自主的、総合的に考え判断する能力、豊かな人間性と広い視野、様々な知識を現代社会と関連づけて生きる力を培う教養教育と、各学部教育の目標や特色を生かして専門的知識と技術を培う専門教育により、地域の創造的な発展を担う人材を育成する。その一環として、学部ごとに必要な達成目標を定め、学修成果の向上を図る。</p> <p>地域に貢献し得る問題解決能力を身につけるため、山梨県全体をキャンパスに、地域に根ざした実学・実践重視の教育を行う。</p> <p>三学部の連携により学際的な領域の教育に取り組むとともに、各学部の特性を生かした他教育機関や研究機関等との連携や産官民との連携を通じて、学生の多様な教育機会の確保を図る。</p> <p>(ア) 国際政策学部 (No.2)</p> <p>国際政策学部では、グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化及び産業を豊かにして地域の活力をつくる人材並びにアジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成する。その際、養成すべき人材育成に合致した、達成すべき具体的目標を定め、実施する。</p> <p>Next ○行動計画に従って、コース導入の理念を踏まえた教育を実施する。</p> <p>(イ) 人間福祉学部 (No.3)</p> <p>人間福祉学部では、深い共感的理解、問題解決への知的探究心及び協働できる力を持ち、乳幼児から高齢者まで誰もが人間らしく、その人らしさを発揮して生き生きと生活できる地域社会、即ち「福祉コミュニティ」づくりに主体的かつ実践的に貢献できる人材を育成する。その際、養成すべき人材育成に合致した、達成すべき具体的目標を定め、実施する。</p>	<p><b>第二 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果・内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学士課程</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全学共通の「学士力」と各専門領域の「専門力」を可視化できるカリキュラムの体系化・構造化を図る。</li> <li>2. 科目ナンバリング制を導入し、学部ごとに学修成果の達成目標を設定する。</li> <li>3. COC+事業等を通じて、学部間及び他教育機関、研究機関等、産官民との連携強化を推進するとともに、サービスラーニング科目をはじめ地域関連科目の充実を図り、体験型のアクティブラーニング教育を全学的、学際的に実施する。</li> </ol> <p>(ア) 国際政策学部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 社会のグローバル化に対応して、問題解決能力の育成をより重視したカリキュラム再編成を早期に実施するとともに、行動する国際人を目指して半数以上の学生に地域や海外に出て行う学習を経験させる。また、英語教育においては、中期計画期間中に4年次後期において学生の半数がTOEIC650点以上を、そのうちの二十パーセントは800点以上を獲得することを目指す。</li> <li>5. 育成する人材像をより明確化し、地域マネジメント、国際ビジネス・観光、国際コミュニケーションの3コース及び、副専攻コースを設置するとともに、多様な教育課程に対応するため組織の改編を行う。</li> </ol> <p>(イ) 人間福祉学部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6. 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の養成目的を明確化し、その目的達成に向けた具体的な方策を策定し計画的に実行する。新卒者の社会福祉士国家試験の合格率について六十パーセント以上を達成し、精神保健福祉士国家試験の合格率について百パーセントを目指す。</li> </ol>

<p style="text-align: center;"><b>第二期公立大学法人山梨県立大学中期目標</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第二期公立大学法人山梨県立大学中期計画</b></p>
<p><b>(ウ)看護学部 (No.4)</b> 看護学部では、人間や社会を看護学的に探究する能力、倫理的な判断力と科学的な思考力及び専門的職業人としての豊かな人間性を兼ね備え、優れた看護実践により地域に貢献できる人材を育成する。看護師、保健師及び助産師の国家試験合格率については、達成すべき具体的目標を定め、実施する。</p> <p><b>イ 大学院課程 (No.5)</b> 地域ニーズや時代の変化、学問の進展に的確に対応するため、大学院機能の充実・発展を含めた教育研究組織の在り方について積極的に検討を進める。 看護学研究科では健康と福祉の向上に寄与する専門領域のスペシャリストの育成と教育研究者の育成の観点から、教育課程の充実改善を図る。</p> <p><b>ウ 入学者の受け入れ (No. 6)</b> 県立大学にふさわしい優秀な学生を受け入れるために、大学の教育研究活動について関係者への周知を図るとともに、多様な能力・意欲・適性を総合的に評価・判定し、社会人も考慮した入学者選抜を実施し、随時見直し、及び改善を図る。</p> <p><b>エ 成績評価等 (No. 7)</b> 学士課程においては、授業の到達目標を明示し、客観的で明確な基準による厳正な成績評価を行い、学生の単位認定、進級・卒業時の質の保証を確保する。 大学院課程においては、授業の到達目標を明示し、厳正かつ公正な成績評価と学位論文審査を実施し、修了時の質の保証を確保する。</p> <p><b>(2) 教育の実施体制等に関する目標 (No. 8)</b> より質の高い教育を提供するため、教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント活動）を引き続き積極的に進めるとともに、教員の教育活動を定期的、かつ、多角的に評価し、評価結果を教育の質の改善に反映する。</p>	<p><b>(ウ) 看護学部</b></p> <p>7. 看護師、保健師、助産師、養護教諭の専門的職業人の養成目的を明確化し、その目的達成に向けた具体的な方策を策定し計画的に実行する。新卒者の国家試験について、看護師百パーセント、保健師百パーセント、助産師百パーセントの合格率を達成する。</p> <p><b>イ 大学院課程</b></p> <p>8. 学問の進展や地域社会のニーズを踏まえた柔軟かつ高度な大学院課程を構想し、その実現に向けた取組を積極的に進める。 9. 看護学研究科では社会人学生の生活実態に即した学修環境を整備するとともに、スペシャリストの育成・教育研究者の育成のために、3つのポリシーの検証・評価を実施し、教育課程・教育内容の充実改善を図る。</p> <p><b>ウ 入学者の受け入れ</b></p> <p>10. 大学の魅力を発信するとともに、学力以外の能力（思考力・判断力・表現力等）を重視する入試方法の工夫や給費奨学金制度の導入等により、留学生や社会人を含み幅広く優秀な学生を受入れ、安定した定員充足を維持する。 11. 全学AOセンターを早期に設置し、入学者選抜の実施体制を整備するとともに、入試方法や入試結果に関する追跡実証研究を行うなど、高大接続改革実行プランに基づく入試改革を推進する。</p> <p><b>エ 成績評価等</b></p> <p>12. GPAを本格的に実施するとともに、基礎データの分析によりその効果を検証し、それぞれの課程における質保証の改善を図る。 13. 学びの技法の教育法を習得するFDワークショップの開催等を通じて、学生の能動型アクティブラーニングを促進する教育方法や教育評価法を開発・実践する。</p> <p><b>(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>14. これまでの全学的なFDの実績を踏まえ、さらに課題別、テーマ別の研修会を新たに導入・実施するとともに、「大学コンソーシアムやまなし」等を通じて、広域ネットワークを活用した教職員のFDあるいはSDの組織化を実現する。また、学生による授業評価を継続し、その結果を公表するとともに、教育の質の向上に反映させる。</p>

第二期公立大学法人山梨県立大学中期目標	第二期公立大学法人山梨県立大学中期計画
<p><b>(3) 学生の支援に関する目標</b></p> <p><b>ア 学習支援 (No. 9)</b> すべての学生（外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。）が学習しやすい環境をつくるため、学習相談体制を整備するとともに、教職員と学生のコミュニケーションを促し、学生からの要望を反映させる体制を維持し、随時見直し、及び改善を図る。 すべての学生の自主的な学習を促進するための仕組みを一層充実させる。</p> <p><b>イ 生活支援 (No. 10)</b> すべての学生が健康で充実した大学生活を送るため、生活面での相談体制や健康管理体制の充実を図る。 経済的に困窮している学生の支援のため、経済的理由による授業料の減免等について一層の充実を図る。</p> <p><b>ウ 就職支援 (No. 11)</b> すべての学生に対してキャリアサポートセンターを中心として、就職支援体制を強化することにより就職率（就職者数／就職希望者数）百パーセントを目指す。</p> <p><b>2 研究に関する目標</b></p> <p><b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 (No. 12)</b> 公立大学としての意義を踏まえた地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究に取り組む。 各分野の研究の成果については、国内外に通用する優れた水準を確保し、地域及び国内外に積極的に発信するとともに、社会への還元に努める。</p> <p><b>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</b></p> <p><b>ア 研究実施体制等の整備 (No. 13)</b> 社会的、地域的に要請の高い研究や学術的に重要性の高い研究等の中から重点研究課題を選定し、当該選定課題に対し、研究費の重点的配分等、弾力的な研究実施体制を確保する。目指すべき研究水準及び研究成果が達成できるよう柔軟に研究者を配置するとともに、民間企業や地方自治体等との研究者交流を進める。 分野の違いを越えて取り組む独創的なプロジェクト研究を育成、推進する。 研究者が倫理を堅持し、適正な研究活動を推進するための制度や体制を充実</p>	<p><b>(3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>ア 学習支援</b></p> <p>15. すべての学生（外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。）が学習しやすい環境をつくるため、引き続き学生相談窓口を設けるなど、学習相談体制をさらに進展させるとともに、両キャンパスにおいて学生の自主的な学びと相談の場（ラーニングコモンズ）等を整備する。</p> <p>16. 学生との対話「学長と語る」を年間複数回実施する。</p> <p><b>イ 生活支援</b></p> <p>17. すべての学生が安全にかつ安心してキャンパス生活を過ごすために、中期計画期間中に学生支援体制に係る情報や組織の一元化を目指すとともに、相談に適した環境整備を行い、学生に関する支援制度を充実する。</p> <p>18. 経済的困窮者に対する授業料減免措置（定員ベースで算定した授業料収入額に対する減免比率）を2%から4.4%以上に拡充して、意欲ある学生を経済的に支援する。</p> <p><b>ウ 就職支援</b></p> <p>19. 個々の能力・適性に応じた就職が可能となるよう、すべての学生に対して、キャリアガイダンス、セミナー等の企画実施をはじめ、企業・施設等でのインターンシップなどの就職支援活動を積極的に行い、就職率（就職者数／就職希望者数）百パーセントを目指す。</p> <p><b>2 研究に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>20. 「大学が地域を変える、社会を変える」の方針のもと、地域の課題や社会の要請に対応した特色ある組織的な研究を推進し、その成果を公表する。また、学外委員を含めた研究評価委員会を設置し、組織的な研究成果を評価する。</p> <p><b>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>ア 研究実施体制等の整備</b></p> <p>21. 強力かつ効率的な地域研究拠点形成のために、COC事業の終了時には既存の地域研究交流センターと地域戦略総合センターを統合するとともに、学外委員も含めて地域研究課題や学術的に重要性の高い研究を重点的に選定し、実施する。</p> <p>22. 研究倫理を保持するための管理・責任体制を明確化し、効果的な運用を図るとともに、利益相反等に関する基本的な方針についても企画・立案し、実施する。</p>

<p style="text-align: center;"><b>第二期公立大学法人山梨県立大学中期目標</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第二期公立大学法人山梨県立大学中期計画</b></p>
<p>させる。 多様なニーズに応える研究を支援するための組織や仕組みを整備するとともに、外部の競争的研究資金を獲得するための支援体制を維持し、随時見直し、及び改善を図る。</p> <p><b>イ 研究活動の評価及び改善 (No. 14)</b> 研究の経過や成果などの研究活動を評価し、評価情報を公表する体制とともに、研究の質の向上に結びつける仕組みを、維持し、随時見直し、及び改善を図る。</p> <p><b>3 大学の国際化に関する目標 (No. 15)</b> 国際教育研究センターを中心として、教育、研究その他大学運営全体について、国際的な協力・交流を積極的に進め、大学全体の国際化をすすめる。 外国の大学等との国際交流協定の拡大などにより、海外留学や外国人留学生の受け入れなどについて、達成すべき具体的目標を定め、実施する。 大学の国際化や教育内容の充実、研究水準の向上のため、外国の大学等との教育・学術交流や国際共同研究など教職員の国際交流を推進するとともに、外国人教員の比率を計画的に向上させる。</p>	<p>23. 本学の特色が活かせる大規模研究に対し、学部を超えた研究体制が敷けるよう、全学的な支援体制を継続する。 24. 科学研究費等の学外の競争的研究資金の申請・獲得を促進するために情報収集、提供、申請手続の支援等を行う体制を継続する。</p> <p><b>イ 研究活動の評価及び改善</b> 25. 教員の研究業績評価を定期的実施し、その結果を公表する。 26. 外部資金の獲得実績のほか、とくに質の高い研究成果や研究業績を上げた教員に研究費の増額や学長表彰等のインセンティブを付与する。</p> <p><b>3 大学の国際化に関する目標を達成するための措置</b> 27. 国際政策学部内組織である国際教育研究センターについて、その実績を踏まえながら平成30年度を目途に全学組織化し、留学や海外研修に関する支援措置を拡充し、学生及び教職員の外国大学との交流を推進する。 28. 中期計画期間中に交換留学協定校を8校以上に拡大させることなどにより、交換留学による海外留学と外国人留学生の受け入れ人数を倍増(1.2人)させる。 29. クォーター制や秋入学制の導入などグローバルスタンダードに即した教育システムの改革について積極的に検討するとともに、外国人教員の比率(外国人教員数/専任教員数)を中期計画期間中に倍増(6.6%)させる。</p>
<p><b>第三 地域貢献等に関する目標 (No. 16)</b> 地域貢献の窓口である地域研究交流センター等を中心に、COC事業、COCプラス事業等の実施を踏まえ、大学の持つ人的・物的・知的財産を地域に還元する取り組みを全学挙げて積極的に推進する。</p> <p><b>1 社会人教育の充実に関する目標 (No. 17)</b> 社会人の課題解決ニーズや学び直しニーズに応えるため、必要なときにいつでも学ぶことのできる体制を整備し、観光その他県内産業で働く社会人のニーズに合致した公開講座や子育て支援者の養成講座の開催等をはじめ、資格取得にもつながる生涯学習支援やリカレント教育を積極的に行う。</p>	<p><b>第三 地域貢献等に関する目標を達成するための措置</b> 30. 地域研究交流センターの運営体制を充実強化するとともに、多様な地域課題に対応した学内外に対する組織的・協働的な教育プログラムや研究を計画的に実施する。 31. 看護実践開発研究センターにおいて、認定看護師の需要を見極めながら、その育成・支援に積極的に取り組むとともに、県内の保健医療福祉の実践現場に携わる看護職が学び続ける場を提供する。</p> <p><b>1 社会人教育の充実に関する目標を達成するための措置</b> 32. 観光産業をはじめ、県民の社会人学び直し事業を制度化し、学内外の人材を活用した社会人教育の充実を図る。また、子育て支援者の養成講座の開催等、資格取得にもつながるリカレント教育を行う。</p>

第二期公立大学法人山梨県立大学中期目標	第二期公立大学法人山梨県立大学中期計画
<p><b>2 地域との連携に関する目標 (No. 18)</b>  山梨県や県内市町村、企業、NPO法人などとの主体的・組織的な連携を深め、交流を進めるとともに、少子高齢化、人口減少等を始めた地域が抱える様々な課題に対応した地域研究や地域と連携したプロジェクトを推進し、大学の知的資源を活用した支援など、地域のシンクタンクとしての役割を果たす。  また、地域の国際化や国際交流に係る活動を支援し、多文化共生の社会づくりに貢献する。</p> <p><b>3 教育現場との連携に関する目標 (No. 19)</b>  幼稚園、小学校、中学校、高等学校等への教育支援を行うとともに、高大連携を始めとする学校教育全体との連携を推進する。</p> <p><b>4 地域への優秀な人材の供給に関する目標 (No. 20)</b>  保健・医療・福祉の向上や地域振興など、社会の変化に応じて地域が抱える諸課題の解決に貢献できる優秀な人材を地域に供給するため、県内就職の促進に向けた取り組みを行う。  国際政策学部、人間福祉学部については、卒業生の県内企業等への就職について、達成すべき具体的目標を定め、実施する。  看護学部については、関係機関と緊密に協議・連携して種々の対策を講じながら学生指導の充実強化を図ることにより、卒業生の半数以上の県内医療機関等への就職を達成する。</p>	<p><b>2 地域との連携に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>33. 県や自治体、企業、各種団体などと連携し、地域のシンクタンクとしての役割を果たすために、地域課題をはじめ、国内外の産業や文化事業等に資する研究や情報提供を積極的に行う。</p> <p>34. 産学官民の連携強化により、県内在住外国人のための日本語学習支援など地域における国際交流や多文化共生社会づくりを積極的に推進する。</p> <p><b>3 教育現場との連携に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>35. 学校教員や教育関係者との連絡協議会を開催し、学生の教育ボランティア派遣を含め教育支援を行う。また、出前授業や一日大学体験などを実施し、高大連携を推進する。山梨県及び国立大学法人山梨大学との連携協定に基づき設立した一般社団法人「大学アライアンスやまなし」の事業活動を展開するとともに、国において検討が進められている大学等連携推進法人（仮称）の全国初の認定を目指す。</p> <p><b>4 地域への優秀な人材の供給に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>36. 県内外の12大学とともに、COC+事業の推進に取り組み、県をはじめとする19の参加自治体及び15の参加団体・法人などとの強固な連携のもと、県内、県外出身を問わず、学生が様々な魅力ある県内企業・施設・医療機関・団体とそれらに携わる人々との出会い、ふれあいの場を数多く設けるなど、山梨のよさを知る機会を充実させるとともに、県内就職に関する情報提供や就職支援を行う。その結果として、中期計画期間中に国際政策学部においては県内就職率四十五パーセント以上を達成し、人間福祉学部においては、県内就職率五十パーセント以上を達成する。また、看護学部においては、中期計画期間中に県内就職率五十五パーセント以上を達成する。</p>
<p><b>第四 管理運営等に関する目標</b></p> <p><b>1 業務運営の改善及び効率化に関する目標</b></p> <p>(1) <b>運営体制の改善に関する目標 (No. 21)</b>  社会環境の変化等に対応して大学の機能を最大限発揮できるよう、理事長のリーダーシップの下で戦略的に大学をマネジメントできる、ガバナンス体制を整備する。</p>	<p><b>第四 管理運営等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>(1) <b>運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>37. 理事長のリーダーシップの発揮と責任あるガバナンス体制の確立のため、理事長選考方法の見直しを行う。</p> <p>38. 理事長のリーダーシップの下で、ガバナンス機能を強化するために、両キャ</p>

第二期公立大学法人山梨県立大学中期目標	第二期公立大学法人山梨県立大学中期計画
<p>(2) <b>人事・教職員等配置の適正化に関する目標 (No. 22)</b>            柔軟で弾力的な人事制度の構築を進める。            学外の人材や多様な任用方法の活用等により、専門性の高い人材を確保・育成するとともに、全学的な観点から適正に教職員等を配置し、組織の活性化を図る。            教育研究活動の活性化を図るため、教職員等の業績を適切に評価し、その結果を給与等に反映できる仕組みを構築する。</p> <p>(3) <b>事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標 (No. 23)</b>            専門知識・能力を有する人材を確保・育成し、事務局機能の高度化、効率化を一層推進する。            職員の職務能力開発のための組織的な取り組み（スタッフ・ディベロップメント活動）を積極的に推進する。</p> <p><b>2 財務内容の改善に関する目標</b></p> <p>(1) <b>外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 (No. 24)</b>            運営費交付金や授業料等学生納付金のほか、外部研究資金の獲得や多様な大学事業の展開による自主財源の確保・拡充等、自己収入の増加のための組織的な活動に取り組む。</p> <p>(2) <b>学費の確保に関する目標 (No. 25)</b>            授業料等学生納付金については、公立大学の役割、優秀な学生の獲得や適正な受益者負担等の観点及び社会情勢等を勘案し、適正な水準を維持する。</p> <p>(3) <b>経費の抑制に関する目標 (No. 26)</b>            予算の弾力的、効率的な執行、管理的業務の簡素化、合理化などを進めるとともに、教育研究水準の維持向上に配慮しながら、組織運営の効率化等を進め、経費の抑制を図る。</p> <p>(4) <b>資産の運用管理の改善に関する目標 (No. 27)</b>            全学的かつ経営的視点から、施設・設備等の効率的活用を進めるとともに、</p>	<p>ンパスの有機的連携を図りながら大学の戦略的運営のための補佐体制を整備する。</p> <p>(2) <b>人事・教職員等配置の適正化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>39. 全学的な人事方針を策定し、外国人や若手の積極的な採用を含めた透明かつ公正な人事を実施する。</p> <p>40. 組織の活性化を図るために、専門性の高い教職員の確保・育成に努め、適正な人員配置を行う。</p> <p>41. 教員の業績評価の結果を踏まえ、教育、研究、社会貢献、学内運営の各領域における優秀な教員に特別昇給や理事長表彰等のインセンティブを付与する。また、職員についても、人事評価を実施し、その結果を給与等に反映する。</p> <p>(3) <b>事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>42. 採用計画に基づき、中期計画期間中に職員のプロパー化を進める。</p> <p>43. 効率的・合理的な事務執行のため、課長会議の場を活用して、随時事務組織及び業務分担の見直しについて検討を行う。</p> <p>44. プロパー職員のキャリアパスを策定するとともに、学内外の研修への参加、他大学と連携したネットワーク型SDを活用した体系的で実践的な研修制度を構築し、高度化・複雑化する大学業務に対応できる専門的知識・能力を備えた職員を育成する。</p> <p><b>2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>(1) <b>外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>45. 科学研究費補助金への申請率を向上させ、またより大型の研究プロジェクトの申請を奨励することにより、全体の採択件数及び獲得額の増加を図る。中期計画期間中に、申請件数95件、採択件数45件を目指す。</p> <p>(2) <b>学費の確保に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>46. 授業料等の学生納付金について、優秀な学生の確保等の多様な観点から、他大学の状況等も踏まえながら適切な金額設定を行う。</p> <p>(3) <b>経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>47. 管理的業務の一元化等によって経費の削減を実施する。</p> <p>(4) <b>資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>48. 施設・設備等の利用状況を適切に把握し、より効率的な活用を図るとともに、</p>

第二期公立大学法人山梨県立大学中期目標	第二期公立大学法人山梨県立大学中期計画
<p>金融資産については、安全確実な運用を行う。</p> <p><b>3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 (No. 28)</b>                      教育研究活動及び業務運営について、定期的に自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を速やかに公表し、教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。</p> <p><b>4 その他業務運営に関する目標</b></p> <p>(1) <b>情報公開等の推進に関する目標 (No. 29)</b>                      公立大学法人としての社会への説明責任を果たし、広く県民の理解を得るため、広報体制の強化を図り、教育研究活動や業務運営に関して積極的かつ迅速な情報提供を行う。</p> <p>(2) <b>施設・設備の整備・活用等に関する目標 (No. 30)</b>                      良好な教育研究環境を保つため、施設・設備の適切な整備・維持管理を行うとともに、有効活用を図る。</p> <p>(3) <b>安全管理等に関する目標 (No. 31)</b>                      学内の安全と衛生の確保及び災害発生時など緊急時のリスク管理のための体制を整備するとともに、個人情報の保護など情報に関するセキュリティを確保する。</p> <p>(4) <b>社会的責任に関する目標 (No. 32)</b>                      法令遵守の徹底と人権尊重や男女共同参画の推進、環境への配慮など、公立大学法人としての社会的責任を果たす体制を維持し、随時見直し、及び改善を図る。</p>	<p>金融資産については、安全確実な運用を行う。</p> <p><b>3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>49. 自己点検・評価システムの検証・見直しを実施し、法人経営と教学経営の双方の観点から自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表し、改善を図る。</p> <p><b>4 その他業務運営に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>(1) <b>情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>50. 大学ポータルサイトに参加するとともに、地（知）の拠点整備事業等の成果を積極的に発信・提供する。</p> <p>51. 大学の広報体制を整備し、ホームページの内容の充実を図るとともに、大学の運営状況をはじめ教職員や学生の教育研究成果を国内外に積極的に発信・提供する。</p> <p>(2) <b>施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>52. 効果的・効率的な教育研究環境を維持するため、計画的に施設・設備の修繕を実施する。</p> <p>53. 大学の施設等を大学の運営に支障のない範囲で地域社会に開放する。</p> <p>(3) <b>安全管理等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>54. 学内の安全と衛生を確保するため、ストレスチェック制度など労働安全衛生法等に基づく取組を推進する。また、学内外の安全・安心な教育環境を確保するために、各種の災害、事件、事故に対する学外も含めたリスク管理を強化・充実するとともに、個人情報の保護などに関する情報セキュリティ教育を実施する。</p> <p>(4) <b>社会的責任に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>55. 法令遵守、人権尊重、男女共同参画の推進、環境への配慮などへの意識の醸成を図るため、研究倫理教育やハラスメント防止のための啓発活動と相談・対応体制を充実するなど、大学の社会的責任を果たすための体制を整備し、その取組を実施する。</p>
	<p><b>第五以降 略</b></p>

## 公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針

平成22年8月25日  
山梨県公立大学法人評価委員会決定

山梨県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の評価を実施する際の基本的事項を定める。

### 1 評価の基本方針

- (1) 中期目標の達成状況及び中期計画の実施状況を確認することにより評価する。
- (2) 法人が自主的に行う業務運営等の改善や継続的な質的向上に資するとともに、次期中期目標、中期計画の検討に資する評価とする。
- (3) 法人化を契機とした、特色ある大学、地域に魅力ある大学づくりに向けた積極的な取組や、理事長のリーダーシップによる機動的・戦略的な運営、業務運営の改善や効率化など、特色ある取組や工夫を積極的に評価する。
- (4) 評価の一連の過程を通じて、法人の状況をわかりやすく示し、県民をはじめ社会への説明責任を果たす評価とする。

### 2 評価の方法

- (1) 評価は法人の自己点検・評価をもとに実施する。
- (2) 各事業年度における業務の実施に関する評価（以下「年度評価」という。）と中期目標期間における業務の実績評価（以下「中期目標期間評価」という。）を行う。  
また、中期目標期間の4年経過時に、次期中期目標の策定に反映させるため、中期目標期間評価の事前評価（以下「事前評価」という。）を行う。
- (3) 各評価は、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。

#### I 年度評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づき、中期計画等の実施状況を調査・分析し、総合的に評価する。
- ② 評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ③ 具体的な実施方法は、別に実施要領で定める。

#### II 中期目標期間評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づき、中期目標の達成状況を調査・分析し、総合的に評価する。
- ② 教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ③ 評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ④ 具体的な実施方法は、別に実施要領で定める。

### Ⅲ 事前評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づき、中期目標期間の4年経過時における、中期目標の進捗状況及び達成の見込みを調査・分析し、総合的に評価する。
- ② 教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ③ 評価結果を踏まえ、次期中期目標策定及び中期目標期間評価を実施する。
- ④ 具体的な実施方法は、別に実施要領で定める。

### 3 評価を受ける法人における留意事項

- (1) 法人の業務実績報告書等をもとに評価を行うことから、中期目標等の達成状況など、法人自ら説明責任を果たすことを基本とする。
- (2) 達成状況を客観的に示すため、できる限り数値目標等の指標を設定することとする。また、定性的指標となる場合は、達成状況が明確になるよう工夫することとする。
- (3) 法人における自己点検・評価の視点と体制

#### ①視点

県民の視線に留意し、自己点検・評価に用いる指標や評価結果等、できる限り分かりやすく説明することとする。

#### ②体制

目標達成に係る組織内の責任の所在を明確にし、理事長がリーダーシップを発揮できる推進体制を確立することとする。

### 4 評価の留意事項

- (1) 評価に関する作業が、法人の過度の負担とならないよう留意する。
- (2) 評価結果を決定する際は、評価の透明性・正確性を確保するために、法人からの意見申し出の機会を設ける。

### 5 その他

本評価基本方針は、必要に応じて、評価委員会での協議を経て見直すことができるものとする。

## 公立大学法人山梨県立大学の各事業年度の業務実績評価実施要領

平成22年8月25日  
山梨県公立大学法人評価委員会決定  
平成29年7月13日  
一部改正

「公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針」に基づき、山梨県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の実施について必要な事項を定める。

### 1 評価の方針

- (1) 年度評価は、中期目標の達成及び中期計画の実施に向けた法人の事業の進捗状況を確認する観点から行う。
- (2) 年度評価の積み重ねが、中期目標期間終了時における法人の自主的な組織や業務全般の見直しの基礎となることに留意する。
- (3) 教育研究の年度評価に当たっては、その特性に配慮した評価を行う。
- (4) 年度評価の際、法人の取組を社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、以下の事項を考慮する。
  - ① 法人化を契機とした機動的・戦略的な大学運営の実現に向けた取組を積極的に評価する。
  - ② 法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫についても積極的に評価する。
  - ③ 法人の更なる発展のため、次期の中期目標・中期計画の見直しの検討に資するものとする。
  - ④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている、又は、生じるおそれがある場合には、その理由（外的要因を含む）についても明らかにするものとする。
  - ⑤ その他法人を取り巻く諸事情を考慮するものとする。

### 2 評価の方法

- (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、年度計画について法人が自己点検・評価を行い、これをもとに、評価委員会において検証・評価を行う。
- (3) 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、年度計画及び中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価する。
- (4) 評価委員会が評価結果を決定する際には、評価（案）を法人に示すとともに、評価（案）に対する法人からの意見申し出の機会を設ける。

### 3 項目別評価の具体的方法

- (1) 項目別評価は、次の小項目、大項目に区分して行う。
  - ① 小項目は、②の大項目に係る年度計画記載項目とする。

② 大項目は、中期目標の区分を踏まえ、次の11項目とする。

- I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
  - － 1 教育に関する目標
    - － (1) 教育の成果・内容等に関する目標 [1]
    - － (2) 教育の実施体制等に関する目標 [2]
    - － (3) 学生の支援に関する目標 [3]
  - － 2 研究に関する目標
    - － (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 [4]
    - － (2) 研究実施体制等の整備に関する目標 [5]
  - － 3 大学の国際化に関する目標 [6]
- II 地域貢献等に関する目標 [7]
- III 管理運営等に関する目標
  - － 1 業務運営の改善及び効率化に関する目標 [8]
  - － 2 財務内容の改善に関する目標 [9]
  - － 3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 [10]
  - － 4 その他業務運営に関する目標 [11]

(2) 項目別評価は次の手順で行う。

① 法人による自己点検・評価

○ 法人は、小項目ごとに、業務実績をI～IVの4段階で自己評価し、計画の実施状況及び判断理由を記述した業務実績報告書を作成する。

評価は以下を基準として行う。

IV：年度計画を上回って実施している

III：年度計画を順調に実施している

II：年度計画を十分には実施していない

I：年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない

評価の際に参考となる資料があれば、必要に応じて添付する。

○ また、業務実績報告書には、大項目ごとに、特記事項として以下の項目を記載する。

ア 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを目指した財政、組織、人事などの面での特色ある取組

イ 法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

ウ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、又は変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況

エ 中期目標の未達成な事項の状況や、達成に向けて支障が生じている（又は生じるおそれがある）場合は、その状況、理由（外的要因を含む）など

オ 当該年度以前に評価委員会から指摘された事項についての対応結果など

② 評価委員会による法人の自己点検・評価の検証・評価

評価委員会は、業務実績報告書に基づき、法人からのヒアリング等を通じ、業務の実績等について調査・分析の上、法人の自己点検・評価を検証し、年度計画の達成状況について上記の4段階で評価を行う。

特に、法人による自己評価と評価委員会による評価が異なる場合は判断理由等を示す。

### ③ 評価委員会による大項目の評価

業務実績報告書の検証を踏まえ、大項目ごとの達成状況について、以下のとおりS～Dの5段階で評価するとともに、その判断理由のほか、特筆すべき点や遅れている点についての意見を記述する。

S：特筆すべき進行状況にある（評価委員会が特に認める場合）

A：計画どおり進んでいる（すべてⅢ～Ⅳ）

B：おおむね計画どおり進んでいる（Ⅲ～Ⅳの割合が9割以上）

C：やや遅れている（Ⅲ～Ⅳの割合が9割未満）

D：重大な改善事項がある（評価委員会が特に認める場合）

※上記の判断基準は、計画の進行状況を判断する際の目安であり、法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断するものとする。

## 4 全体評価の具体的方法

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の進捗状況について、記述式により総合的に評価を行う。

全体評価においては、法人化を契機とした、特色ある大学、地域に魅力ある大学づくりに向けた積極的な取組や、理事長のリーダーシップによる機動的・戦略的な運営、業務運営の改善や効率化など、特色ある取組や工夫を積極的に評価する。

## 5 年度評価のスケジュール

基本的に次のスケジュールにより実施する。

6月末まで 法人が業務実績報告書を評価委員会に提出

7月～8月 評価委員会による調査・分析（ヒアリングを含む）  
評価案の策定

評価案に対して法人からの意見申し出の機会の設定  
評価結果の決定、法人への通知、知事への報告

9月 評価結果の議会への報告、公表

## 6 その他

(1) 年度評価に係る業務実績報告書及び評価書の様式は、別紙のとおりとする。

(2) 本実施要領を踏まえつつ、具体的な評価方法等については必要に応じ修正を加えるものとする。

また、本実施要領については、各年度評価の実施結果等を踏まえ、見直し・改善を図るものとする。

公立大学法人山梨県立大学

第2期中期目標期間の  
業務実績に関する事前評価結果

令和2年11月

山梨県公立大学法人評価委員会

# 目 次

	頁
1 はじめに	2
2 全体評価	
(1) 第2期中期目標の進捗状況に係る全体的な所見	2
(2) 判断理由	2
(3) 次期中期目標期間に取り組むべき基本的な方向性	3
3 項目別評価	
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	
1 教育に関する目標	
(1) 教育の成果・内容等に関する目標	4
(2) 教育の実施体制等に関する目標	5
(3) 学生への支援に関する目標	5
2 研究に関する目標	
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標	6
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標	7
3 大学の国際化に関する目標	7
II 地域貢献等に関する目標	8
III 管理運営等に関する目標	
1 業務運営の改善及び効率化に関する目標	9
2 財務内容の改善に関する目標	9
3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	10
4 その他業務運営に関する目標	11
参 考	
用語注釈	12
委員構成	13
委員会開催状況等	13
山梨県公立大学法人評価委員会事務局	14
公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針	15
公立大学法人山梨県立大学の中期目標期間の業務実績に係る事前評価実施要領	17

## 1 はじめに

山梨県立大学は、平成22年4月1日に公立大学法人山梨県立大学に移行し、「グローバルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」として、大学の自治及び学問の自由を尊び、独立自尊の精神の下、地域社会から世界にまで貢献する大学を目指している。

山梨県公立大学法人評価委員会は、この大学を運営する公立大学法人山梨県立大学による業務実績について、専門的、客観的かつ中立公正な評価を行うことを使命として設置されたものである。

当委員会は、「公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針」（平成22年8月25日制定）に基づき、平成28年度から開始された第2期中期目標期間の5年目に当たる今年度、第2期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価（以下「事前評価」という。）を行った。

当委員会の行う事前評価が、公立大学法人山梨県立大学の業務運営の改善を促し、第2期中期目標期間において、更なる業務内容の質的向上、業務運営の効率化の確保に資するとともに、次期中期目標及び中期計画の策定に活用されることを期待する。

## 2 全体評価

### (1) 第2期中期目標の進捗状況に係る全体的な所見

公立大学法人山梨県立大学の中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に関しては、全体として、**「中期目標の達成に向けた進捗状況が良好である」**と評価する。

### (2) 判断理由

公立大学法人山梨県立大学は、「グローバルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」を建学の理念に掲げ、幅広い教養と高度な専門性を教授し、地域社会や世界で活躍できる人材の育成や教育・研究活動を通じた国際社会の発展への貢献等に取り組んでいる。

第2期中期目標期間においては、各年度計画をほぼ順調に実施しており、11の大項目全てについて、「中期目標の達成に向けた進捗状況が良好である」と認められることから、これらの状況を総合的に勘案し、上記のとおりの評価に相当すると判断した。

特に、人間福祉学部及び看護学部における各国家試験の合格率について、国家試験対策講座や模擬試験に対する受験料の一部補助等を行った結果、中期計画に掲げた数値目標の達成に加え、その合格率が全国平均を上回るなど、顕著な成果が認められる。

また、社会情勢や地域ニーズを踏まえる中で、大学院看護学研究科博士後期課程の設置認可申請を行い、令和2年10月に認可（令和3年4月開設予定）を受けるなど、大学院機能の充実・発展を含めた教育研究組織のあり方について積極的に検討が進められている。

さらに、特色ある取組として、大学等の機能分担及び教育研究や事務の連携を進めるため、山梨大学と「一般社団法人大学アライアンスやまなし」を設立し、国（文部科学省）において検討が進められている「大学等連携推進法人（仮称）」の認定を目指しており、今後更なる連携が期待されるところである。

一方で、英語教育及び県内就職率の数値目標が達成できない可能性がある。いずれも

新型コロナウイルス感染症による影響が懸念されるが、残りの期間で達成できるよう、理事長（学長）のリーダーシップの下、積極的な取組を実施することを期待する。

### （3）次期中期目標期間に取り組むべき基本的な方向性

次期中期目標期間においては、第2期中期目標及び中期計画の進捗状況を踏まえるとともに、第2期中期目標期間と同様、自主・自律性に基づく大学運営の下、少子高齢化、地方創生、グローバル化、Society5.0、ポストコロナ時代の到来等の社会の変容・変革や地域ニーズに柔軟かつ的確に対応し、将来にわたって県民の期待に応える個性豊かな魅力ある大学づくりを推進することが法人には求められることから、第2期中期目標に掲げた内容を踏襲することを基本としつつ、大学の強み・特色を一層活かしながら、地域社会を担う優秀な人材の育成・輩出に向けた取組やガバナンス・マネジメント改革等による法人の管理運営体制の機能強化に向けた取組等について、より一層の推進が必要である。

#### 【付記事項】

- ・ 中期計画に位置付けられていない法人の新たな取組が正当に評価できるようにするため、中期計画を適宜変更することが重要である。
- ・ 業務実績報告書に基づく評価に当たり、計画の具体的な進捗状況が判然としない項目や経年データにより比較して評価することが適当と思われる項目が散見されたので、今後工夫をしていただきたい。

#### 【参 考】大項目別評価結果の一覧表

項目名	評価				事前評価
	H28	H29	H30	R1	
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標					
1 教育に関する目標					
(1)教育の成果・内容等に関する目標	S	A	A	A	A
(2)教育の実施体制等に関する目標	A	A	A	A	A
(3)学生への支援に関する目標	A	S	A	A	A
2 研究に関する目標					
(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標	A	A	B	A	A
(2)研究実施体制等の整備に関する目標	A	A	A	A	A
3 大学の国際化に関する目標	A	A	A	A	A
II 地域貢献等に関する目標	S	S	S	A	A
III 管理運営等に関する目標					
1 業務運営の改善及び効率化に関する目標	A	A	A	A	A
2 財務内容の改善に関する目標	A	A	A	A	A
3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	A	A	A	A	A
4 その他業務運営に関する目標	A	A	A	A	A

#### 【事前評価ランク】

- S：中期目標の進捗状況が非常に優れている      A：中期目標の進捗状況が良好である  
 B：中期目標の進捗状況がおおむね良好である      C：中期目標の進捗状況がやや不十分である  
 D：中期目標の進捗状況が不十分であり、法人の組織・業務等の見直しが必要である

### 3 項目別評価

#### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

##### 1 教育に関する目標

##### (1) 教育の成果・内容等に関する目標

##### ①評価結果

<b>A</b>	<b>中期目標の進捗状況が良好である</b>
----------	------------------------

##### 【中項目別評価結果】

評価	S	A	B	C	D
項目数	2	5			

S：中期目標の進捗状況が非常に優れている

A：中期目標の進捗状況が良好である

##### ②特筆すべき事項

- ・ 4年間に学生が身に付けるべき学修成果（学士力）として全学共通の学士基盤力及び各学部の学士専門力を設定するとともに、学士力との関連性を占めるカリキュラムマップ・ツリーを作成するなどカリキュラムの体系化・構造化が進められている。
- ・ 人間福祉学部では、社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士国家試験で全国平均を大きく上回る高い合格率を達成している。
- ・ 看護学部では、看護師、保健師及び助産師国家試験で全国平均を上回る高い合格率を達成している。
- ・ 大学院看護学研究科では、社会情勢の変化や地域ニーズを踏まえる中で、博士後期課程の認可申請を行い、令和2年10月に認可を受けた。（令和3年4月開設予定）

##### ③更なる取り組みが期待される事項

- ・ なし

##### ④現時点で達成不十分のため取り組みの充実・改善が期待される事項

- ・ 国際政策学部においては、英語教育における数値目標（TOEIC テスト）の達成に向けて、令和2年度から実施しているEEEプロジェクトの効果を検証し、改善を行うなど更なる努力を期待する。

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

### 1 教育に関する目標

#### (2) 教育の実施体制等に関する目標

##### ①評価結果

<b>A</b>	<b>中期目標の進捗状況が良好である</b>
----------	------------------------

##### 【中項目別評価結果】

評価	S	A	B	C	D
項目数		1			

A：中期目標の進捗状況が良好である

##### ② 特筆すべき事項

- なし

##### ③ 更なる取り組みが期待される事項

- 学修成果（学士力）を、学生による授業評価の結果等を利用して測定し、学修成果の把握・可視化する取組が進められており、その取組は、大学改革支援・学位授与機構による認証評価においても高い評価を受けている。教育の質の改善に向けた更なる取組の推進を期待する。

##### ④ 現時点で達成不十分のため取り組みの充実・改善が期待される事項

- なし

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

### 1 教育に関する目標

#### (3) 学生の支援に関する目標

##### ①評価結果

<b>A</b>	<b>中期目標の進捗状況が良好である</b>
----------	------------------------

##### 【中項目別評価結果】

評価	S	A	B	C	D
項目数		3			

A：中期目標の進捗状況が良好である

##### ② 特筆すべき事項

- 学生支援に関わる部署において、「学生支援のための連絡協議会」を開催し、学生支援に関する情報交換や情報共有を行うなど職員の資質向上に係る取組を実施している。

- 大学独自の授業料減免制度の成績基準について、GPA制度を活用し、学修成果の質的な把握を取り入れるとともに、授業料減免率について、積立金等を活用し、中期計画の目標値4.4%を上回る5%を実現している。

### ③ 更なる取り組みが期待される事項

- 学生との対話「学長と語る」について、毎年度計画的に実施しているが、その機会が十分に活用されているとは言い難いため、多くの学生等が参加しやすい環境を整備するとともに、学生等からの意見を新たな取組に活かすことを期待する。
- 新型コロナウイルスの影響により、学生の就職に際しては、大変厳しい状況が続くことが予想されるため、これまで以上に就職支援のためのガイダンスやセミナーを開催するなど就職支援活動を強化することを期待する。

### ④ 現時点で達成不十分のため取り組みの充実・改善が期待される事項

- なし

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

### 2 研究に関する目標

#### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

##### ① 評価結果

<b>A</b>	<b>中期目標の進捗状況が良好である</b>
----------	------------------------

##### 【中項目別評価結果】

評価	S	A	B	C	D
項目数		1			

A：中期目標の進捗状況が良好である

### ② 特筆すべき事項

- なし

### ③ 更なる取り組みが期待される事項

- 学長裁量経費を新設し、地域課題の解決に資する学部の組織的研究等に対して支援を行うなどの取組を進めている。今後は、当該研究の成果を社会に公表すると同時に、関係する分野の発展や向上につなげていただきたい。

### ④ 現時点で達成不十分のため取り組みの充実・改善が期待される事項

- なし

# I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

## 2 研究に関する目標

### (2) 研究実施体制等の整備に関する目標

#### ①評価結果

<b>A</b>	<b>中期目標の進捗状況が良好である</b>
----------	------------------------

#### 【中項目別評価結果】

評価	S	A	B	C	D
項目数		2			

A：中期目標の進捗状況が良好である

#### ② 特筆すべき事項

- ・ 地域の課題解決に資する研究について、学部を超えた研究体制が敷けるよう地域研究交流センターが全学的な支援を行うとともに、地域の関係者等と連携し、積極的に取り組んでいる。

#### ③ 更なる取り組みが期待される事項

- ・ 教員業績評価を検証し、教員が意欲を持って取り組めるよう教育研究活動を一段と活性化できる仕組みを構築することを期待する。

#### ④ 現時点で達成不十分のため取り組みの充実・改善が期待される事項

- ・ なし

# I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

## 3 大学の国際化に関する目標

#### ①評価結果

<b>A</b>	<b>中期目標の進捗状況が良好である</b>
----------	------------------------

#### 【中項目別評価結果】

評価	S	A	B	C	D
項目数		1			

A：中期目標の進捗状況が良好である

#### ② 特筆すべき事項

- ・ 大学の国際化の推進に関する交換留学協定校数（8校以上）、交換留学による海外留学と外国人留学生の受入人数（12人）及び外国人教員の比率（6.6%）について、中期計画に掲げた数値目標を達成している。

#### ③ 更なる取り組み期待される事項

- ・ なし

#### ④ 現時点で達成不十分のため取り組みの充実・改善が期待される事項

- ・ 中期計画では、国際政策学部内にある国際教育研究センターについて平成 30 年度を目途に全学組織化することとなっているが、若干進捗が遅れている。大学の国際化の観点からも迅速かつ確実な達成を期待する。

## II 地域貢献等に関する目標

### ① 評価結果

<b>A</b>	<b>中期目標の進捗状況が良好である</b>
----------	------------------------

#### 【中項目別評価結果】

評価	S	A	B	C	D
項目数		4	1		

A：中期目標の進捗状況が良好である

B：中期目標の進捗状況がおおむね良好である

### ② 特筆すべき事項

- ・ 大学等の機能分担及び教育研究や事務の連携を進めるため、山梨大学と「一般社団法人大学アライアンスやまなし」を設立し、国（文部科学省）において検討が進められている「大学等連携推進法人（仮称）」の認定を目指している。

### ③ 更なる取り組みが期待される事項

- ・ 甲府城西高校及び身延高校との連携協定に基づいた双方向の授業等の展開により高大連携事業が推進されている。今後は、さらに多くの高校等と連携を行い、山梨県立大学への関心と理解を高め、学生確保につなげていくことを期待する。
- ・ 現在実施している社会人向けの各種講座等について、検証・評価を行い、講座内容の充実を図るとともに、社会人の学び直しニーズを把握し、そのニーズに対応した新たな講座を開設することを期待する。

### ④ 現時点で達成不十分のため取り組みの充実・改善が期待される事項

- ・ 学部毎の県内就職率の数値目標について、看護学部ではほぼ毎年度数値目標が達成されている一方で、国際政策学部及び人間福祉学部は目標未達成の状態が続いていることは非常に残念である。その要因等を分析・検証し、数値目標の達成に向けて積極的な取組を期待する。

### Ⅲ 管理運営等に関する目標

#### 1 業務運営の改善及び効率化に関する目標

##### ①評価結果

<b>A</b>	<b>中期目標の進捗状況が良好である</b>
----------	------------------------

##### 【中項目別評価結果】

評 価	S	A	B	C	D
項目数		3			

A：中期目標の進捗状況が良好である

##### ② 特筆すべき事項

- ・ 理事長（学長）のリーダーシップの下、地域研究交流センターとキャリアサポートセンターの事務を一本化し、新たに「社会連携課」を設置するなど、大学の地域貢献機能の強化に取り組んでいる。
- ・ 山梨大学と職員の人事交流を行うなど、高度化・複雑化する大学業務に対応できる専門的知識・能力を備えた職員の育成に取り組んでいる。

##### ③ 更なる取り組みが期待される事項

- ・ 中長期的な人事計画を策定し、専門性の高い教員の確保や育成を推進することを期待する。

##### ④ 現時点で達成不十分のため取り組みの充実・改善が期待される事項

- ・ なし

### Ⅲ 管理運営等に関する目標

#### 2 財務内容の改善に関する目標

##### ①評価結果

<b>A</b>	<b>中期目標の進捗状況が良好である</b>
----------	------------------------

##### 【中項目別評価結果】

評 価	S	A	B	C	D
項目数		4			

A：中期目標の進捗状況が良好である

##### ② 特筆すべき事項

- ・ 科学研究費補助金の申請及び採択件数の増加に向けて、研修会の実施、奨励金制度の創設及び申請書類の添削サービスを導入した結果、中期計画に掲げた数値目標を達成している。
- ・ 古本募金制度の導入やホームページにバナー広告枠を設置するなど、自己収入の増加に向けた取組を積極的に実施している。

- ・ 山梨大学との電力等の共同調達等により経費の削減に取り組んでいる。

### ③ 更なる取り組みが期待される事項

- ・ 新型コロナウイルスの影響により授業料等の学生納付金が減少することが予想されるため、自主財源の確保及び自己収入の増加の取組を更に推進することを期待する。
- ・ 経費の削減については、幅広い視野での取組を期待する。

### ④ 現時点で達成不十分のため取り組みの充実・改善が期待される事項

- ・ なし

## Ⅲ 管理運営等に関する目標

### 3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報提供に関する目標

#### ① 評価結果

<b>A</b>	<b>中期目標の進捗状況が良好である</b>
----------	------------------------

#### 【中項目別評価結果】

評価	S	A	B	C	D
項目数		1			

A：中期目標の進捗状況が良好である

### ② 特筆すべき事項

- ・ 教育活動における自己点検・評価については、大学の内部質保証システムの構築により、学修成果（学士力）の把握・可視化を実現し、その取組は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による認証評価において高い評価を受けた。

### ③ 更なる取り組みが期待される事項

- ・ 中期計画の着実な達成と業務運営の改善に資するため、業務運営全般にわたる自己点検・評価について、より一層の整備を期待する。

### ④ 現時点で達成不十分のため取り組みの充実・改善が期待される事項

- ・ なし

### Ⅲ 管理運営等に関する目標

#### 4 その他業務運営に関する目標

##### ① 評価結果

<b>A</b>	<b>中期目標の進捗状況が良好である</b>
----------	------------------------

##### 【中項目別評価結果】

評 価	S	A	B	C	D
項目数		4			

A：中期目標の進捗状況が良好である

##### ② 特筆すべき主な取り組み

- ・ 新たにホームページに、「5分で分かる山梨県立大学」を掲載（作成）し、県内外の学生に対し、山梨県立大学の良さをPRするとともに、ホームページの一部を多言語化するなど、広報の充実に取り組んでいる。
- ・ 建築基準法に基づく定期検査の結果等を踏まえ、「施設修繕必要箇所概要並びに修繕優先度一覧」を作成し、計画的な施設修繕に活用している。

##### ③ 更なる取り組みが期待される事項

- ・ 人権尊重やハラスメントに対する社会の目が厳しくなっているため、ハラスメントの防止に向け、啓発活動や相談体制をより一層充実するとともに、全学を挙げて取り組むことを期待する。
- ・ 想定外の大規模な災害に備え、十分な対策を講じることができるよう防災計画に検討を加え、更なる強化を期待する。
- ・ ポストコロナ時代を見据え、学生にとって安心・安全な教育環境の確保・維持を期待する。
- ・ ホームページを通じて、引き続き積極的に大学の運営状況や教育研究成果等を発信することを期待する。
- ・ 大学の施設整備に係るトータルコストの削減を意識しながら、大学施設に求められる機能・性能の確保に努めていただきたい。

##### ④ 現時点で達成不十分のため取り組みの充実・改善が期待される事項

- ・ なし

## <参 考>

### ◆用語注釈

#### ○学士力

学士課程（大学の学部教育）のなかで身に付けるべき能力。全学共通科目で培う「学士基盤力」と各学部の専門科目で培う「学士専門力（学士教職力）」からなる。

#### ○カリキュラムツリー

教育目標を達成するために必要な授業科目の流れ及び各授業科目のつながりを示したもの。カリキュラムの年次進行、授業科目間のつながり、授業科目と教育目標の達成との関係などカリキュラムの体系性が一望できるようになっている。

#### ○カリキュラムマップ

カリキュラムにおける授業科目間での系統性・関係性を図示化したフローチャートやダイアグラムのこと。

#### ○GPA (Grade Point Average)

アメリカにおいて一般的に行われている学生の成績評価方法の一種。日本の大学では、従来、優（A）、良（B）、可（C）、不可（D）で成績を評価してきたが、GPAでは、それぞれの強化の単位数と成績を総合した指標として提示する。

#### ○Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。

#### ○独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

大学等の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等の施設の設備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果を評価して学位の授与を行う。

#### ○大学等連携推進法人（仮称）

国公私の枠組みを超えた教育研究や事務の連携により、各大学等の強みや特色を活かした連携を推進する制度のこと。

#### ○地方創生

東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の施策のこと。

#### ○TOEIC (Test of English for International Communication)

英語を母語としない者を対象とした、英語によるコミュニケーション能力を検定するための試験。試験の開発、運営、試験結果の評価は、アメリカ合衆国の非営利団体である教育試験サービス（ETS）が行っている。

#### ○認証評価

文部科学大臣の認証を受けた評価機関が大学、短期大学、高等専門学校及び専門職大学院の教育研究活動等の状況について、各認証評価機関が定める評価基準に基づき行う評価制度のこと。機関別認証評価と分野別認証評価の2種類があり、大学等は政令で定められた期間ごとにいずれかの認証評価機関を自ら選択して評価を受けることが義務付けられている。

◆委員構成（委員は50音順）

委員長	徳永 保	学校法人帝京大学特任教授
委員	金丸 康信	(株)テレビ山梨取締役相談役
	島田 眞路	国立大学法人山梨大学学長
	古屋 玉枝	公益社団法人山梨県看護協会会長
	山口由美子	公認会計士

◆委員会開催状況等（平成22年度以降）

[第1期中期目標期間]

平成22年度

第1回委員会 平成22年7月15日開催

第2回委員会 平成22年8月25日開催

平成23年度

公立大学法人山梨県立大学視察 平成23年5月27日実施

第1回委員会 平成23年6月29日開催

第2回委員会 平成23年8月 3日開催

第3回委員会 平成24年1月27日開催

平成24年度

公立大学法人山梨県立大学視察 平成24年5月29日実施

第1回委員会 平成24年7月12日開催

第2回委員会 平成24年8月 6日開催

第3回委員会 平成25年1月31日開催

平成25年度

公立大学法人山梨県立大学意見交換会 平成25年5月27日実施

第1回委員会 平成25年7月 5日開催

第2回委員会 平成25年8月 5日開催

第3回委員会 平成25年11月14日開催

平成26年度

第1回委員会 平成26年6月 4日開催

第2回委員会 平成26年7月11日開催

第3回委員会 平成26年8月 6日開催

第4回委員会 平成26年11月17日開催

第5回委員会 平成27年2月 2日開催

平成27年度

第1回委員会 平成27年6月12日開催

第2回委員会 平成27年7月10日開催

第3回委員会 平成27年8月 4日開催

第4回委員会 平成27年8月26日開催

第5回委員会 平成27年10月14日開催

第6回委員会 平成28年2月 8日開催

## [第2期中期目標期間]

### 平成28年度

第1回委員会	平成28年6月 8日開催
第2回委員会	平成28年6月27日開催
第3回委員会	平成28年7月27日開催
第4回委員会	平成28年8月18日開催
第5回委員会	平成29年2月 8日開催

### 平成29年度

第1回委員会	平成29年5月17日開催
第2回委員会	平成29年7月13日開催
第3回委員会	平成29年8月10日開催
第4回委員会	平成30年2月 8日開催

### 平成30年度

第1回委員会	平成30年6月 8日開催
第2回委員会	平成30年7月13日開催
第3回委員会	平成30年8月10日開催
第4回委員会	平成31年1月21日開催

### 令和元年度

第1回委員会	令和元年6月11日開催
第2回委員会	令和元年7月 4日開催
第3回委員会	令和元年8月 9日開催
第4回委員会	令和2年2月10日開催

### 令和2年度

第1回委員会	令和2年7月 7日開催
第2回委員会	令和2年8月 7日開催
第3回委員会	令和2年11月10日開催

## ◆山梨県公立大学法人評価委員会事務局

山梨県県民生活部私学・科学振興課

# 公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針

平成22年8月25日  
山梨県公立大学法人評価委員会決定

山梨県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の評価を実施する際の基本的事項を定める。

## 1 評価の基本方針

- (1) 中期目標の達成状況及び中期計画の実施状況を確認することにより評価する。
- (2) 法人が自主的に行う業務運営等の改善や継続的な質的向上に資するとともに、次期の中期目標、中期計画の検討に資する評価とする。
- (3) 法人化を契機とした、特色ある大学、地域に魅力ある大学づくりに向けた積極的な取組や、理事長のリーダーシップによる機動的・戦略的な運営、業務運営の改善や効率化など、特色ある取組や工夫を積極的に評価する。
- (4) 評価の一連の過程を通じて、法人の状況をわかりやすく示し、県民をはじめ社会への説明責任を果たす評価とする。

## 2 評価の方法

- (1) 評価は法人の自己点検・評価をもとに実施する。
- (2) 各事業年度における業務の実施に関する評価（以下「年度評価」という。）と中期目標期間における業務の実績評価（以下「中期目標期間評価」という。）を行う。  
また、中期目標期間の4年経過時に、次期中期目標の策定に反映させるため、中期目標期間評価の事前評価（以下「事前評価」という。）を行う。
- (3) 各評価は、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。

### I 年度評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づき、中期計画等の実施状況を調査・分析し、総合的に評価する。
- ② 評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ③ 具体的な実施方法は、別に実施要領で定める。

### II 中期目標期間評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づき、中期目標の達成状況を調査・分析し、総合的に評価する。
- ② 教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ③ 評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ④ 具体的な実施方法は、別に実施要領で定める。

### Ⅲ 事前評価

- ① 法人の自己点検・評価に基づき、中期目標期間の4年経過時における、中期目標の進捗状況及び達成の見込みを調査・分析し、総合的に評価する。
- ② 教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ③ 評価結果を踏まえ、次期中期目標策定及び中期目標期間評価を実施する。
- ④ 具体的な実施方法は、別に実施要領で定める。

#### 3 評価を受ける法人における留意事項

- (1) 法人の業務実績報告書等をもとに評価を行うことから、中期目標等の達成状況など、法人自ら説明責任を果たすことを基本とする。
- (2) 達成状況を客観的に示すため、できる限り数値目標等の指標を設定することとする。また、定性的指標となる場合は、達成状況が明確になるよう工夫することとする。
- (3) 法人における自己点検・評価の視点と体制

##### ①視点

県民の視線に留意し、自己点検・評価に用いる指標や評価結果等、できる限り分かりやすく説明することとする。

##### ②体制

目標達成に係る組織内の責任の所在を明確にし、理事長がリーダーシップを発揮できる推進体制を確立することとする。

#### 4 評価の留意事項

- (1) 評価に関する作業が、法人の過度の負担とならないよう留意する。
- (2) 評価結果を決定する際は、評価の透明性・正確性を確保するために、法人からの意見申し出の機会を設ける。

#### 5 その他

本評価基本方針は、必要に応じて、評価委員会での協議を経て見直すことができるものとする。

# 公立大学法人山梨県立大学の中期目標期間の業務実績に係る事前評価実施要領

平成26年6月4日決定  
山梨県公立大学法人評価委員会

「公立大学法人山梨県立大学の業務実績に関する評価基本方針」に基づき、山梨県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の中期目標期間の4年経過時に次期中期目標の策定に反映させるために事前に行う評価（以下「事前評価」という。）の実施について必要な事項を定める。

## 1 評価の方針

- (1) 事前評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 事前評価は、次期中期目標の策定に向けて、法人の組織及び業務全般のあり方等についての検討に資するものとするため中期目標期間の4年経過時に実施するものとし、中期計画に係る取組実績及び達成の見込みを調査・分析し、総合的な評価を踏まえて次期中期目標期間に取り組むべき事項について提言する。
- (3) 事前評価において、教育研究に関しては地方独立行政法人法第79条の規定に基づき、認証評価機関の評価を踏まえて評価する。
- (4) 事前評価の際、法人の取組を社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、以下の事項を考慮する。
  - ① 法人化を契機とした機動的・戦略的な大学運営の実現に向けた取組を積極的に評価する。
  - ② 法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫についても積極的に評価する。
  - ③ 法人の更なる発展のため、事前評価は中期計画の進捗状況に基づき総合的な評価を行い、次期中期目標における法人の組織及び業務全般のあり方等についての検討や見直しに資するものとする。
  - ④ 中期計画の達成に向けて支障が生じた（又は生じている）場合には、その理由（外的要因を含む）についても明らかにするものとする。
  - ⑤ その他法人を取り巻く諸事情を考慮するものとする。
- (5) 事前評価の際には、実施済みの年度評価を参考にすることができる。

## 2 評価の方法

- (1) 事前評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、中期計画について法人が自己点検・評価を行い、これをもとに、評価委員会において検証を行う。
- (3) 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を総合的に評価し、次期中期目標期間に取り組むべき事項の方向性について提言する。
- (4) 評価委員会が評価結果を決定する際には、評価（案）を法人に示すとともに、評価（案）に対する法人からの意見申し出の機会を設ける。

### 3 項目別評価の具体的方法

(1) 項目別評価は、次の小項目、中項目、大項目に区分して行う。具体的な区分は別表のとおりとする。

- ① 小項目は、③の大項目に係る中期計画記載項目の55項目とする。
- ② 中項目は、①の小項目に係る区分を踏まえ32項目とする。
- ③ 大項目は、中期目標の区分を踏まえ11項目とする。

(2) 項目別評価は次の手順で行う。

#### ① 法人による自己点検・評価

- 法人は、以下の基準により、小項目ごとに中期計画に係る業務実績をⅠ～Ⅳの4段階で自己評価し、自己評価がⅢに達しない及びⅢには達するが何らかの課題を認識している小項目については課題の内容とその対策を記載する。

なお、法人は、中期計画に対する進捗状況という視点から自己点検・評価を行うこととする。よって、各年度計画は順調に推移していたとしても、中期計画のすべての項目が網羅されていない場合などは評価が低くなるため、これまでの年度計画の評価がそのまま中期計画に係る自己評価となるわけではないので注意する。

[小項目評価]

Ⅳ：中期計画を上回って達成できる見込みである

Ⅲ：中期計画を十分に達成できる見込みである

Ⅱ：中期計画を十分には達成できない見込みである

Ⅰ：中期計画を大幅に下回る見込みである、又は実施していない

- 中項目ごとに、これまでの主な取組実績及びこれからの展望と課題を記載する。

なお、これからの展望と課題については、次期中期目標の策定の参考にするため、法人においては、新たに実施を検討している取組や解決すべき課題、またこれまでの取組に係る次期での発展方法やその課題などについて積極的に記述すること。

- 大項目ごとに特記事項として以下の項目を記載する。特に、イの項目については次期中期目標策定に大変参考になる内容であるので、法人においては積極的に記載すること。

ア 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを目指した財政、組織、人事などの面での特色ある取組や中期計画には記載していないが精力的に実施した取組。

イ 法人が次期中期目標期間において、精力的に展開していきたい、または展開していくことが求められる取組について、その内容。

- 業務実績報告書の記載に当たっては、できる限り客観的な情報・データを用いて具体的に記載する。
- 評価の際に参考となる資料があれば、必要に応じて添付する。

#### ② 評価委員会による法人の自己点検・評価の検証

評価委員会は、業務実績報告書に基づき、法人からのヒアリング等を通じ、業務の実績等について調査・分析の上、法人の自己点検・評価を検証する。

### ③ 評価委員会による中項目及び大項目に係る評価

業務実績報告書の検証を踏まえ、中項目及び大項目ごとの進捗状況について、次のとおりS～Dの5段階で評価するとともに、次期中期目標期間における取組についての意見を記述する。

[大項目、中項目評価]

S：中期目標の進捗状況が非常に優れている

A：中期目標の進捗状況が良好である

B：中期目標の進捗状況がおおむね良好である

C：中期目標の進捗状況がやや不十分である

D：中期目標の進捗状況が不十分であり、法人の組織・業務等の見直しが必要である

## 4 全体評価の具体的方法

評価委員会は、項目別評価の結果を総合的に評価し、次期中期目標期間において法人が取り組むべき事項の基本的な方向性について、記述式により提言を行う。また、必要に応じて運営の改善その他に係る提言や勧告を行う。

## 5 事前評価のスケジュール

基本的に次のスケジュールにより実施する。

6月末日まで ・法人は業務実績報告書を評価委員会に提出

7月～8月 ・評価委員会による業務実績報告書の調査・分析（ヒアリング含む）  
・評価委員会による評価案の策定  
・評価案に対して法人からの意見申し出の機会の設定  
・評価結果の決定、法人への通知、知事への報告

9月 ・評価結果の議会への報告、公表

## 6 その他

(1) 事前評価に係る業務実績報告書及び評価書の様式は、別紙のとおりとする。

(2) 本実施要領を踏まえつつ、具体的な評価方法等については必要に応じ修正を加えるものとする。

また、本実施要領については、事前評価の実施結果等を踏まえ、見直し・改善を図るものとする。

## 附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年7月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

# 大学施設の長寿命化計画



**山梨県立大学**  
Yamanashi Prefectural University

令和3年3月制定  
令和4年 月改正

公立大学法人山梨県立大学

—目次—

第1章 大学施設の長寿命化計画の背景と目的	1
1 計画の背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間と対象施設	2
3-1 計画期間	2
3-2 対象施設	2
第2章 大学施設の実態	4
1 大学施設の現状	4
2 大学の沿革、学部・学科の設置状況及び学生定員の推移	5
3 施設整備費の把握	7
4 大学施設の老朽化状況の実態	9
4-1 構造躯体以外の老朽化状況の調査・評価	10
4-2 老朽化状況の総評	11
第3章 大学施設の目指すべき姿と課題	12
1 大学施設のめざすべき姿	12
2 大学施設の課題	13
第4章 大学施設改修等の基本方針	14
1 改修等の基本方針	14
2 大学施設の目標耐用年数の設定	16
3 維持管理の項目・手法等	18
第5章 長寿命化改良等の実施計画	19
1 改修等の優先順位付けと実施計画	19
1-1 実施計画の基本的な考え方	19
1-2 改修順位付けの基本的な考え方	19
1-3 第1期 実施計画	20
第6章 長寿命化によるコスト試算の比較と検証	21
1 従来型の維持・更新コスト	22
2 標準的な長寿命化型の維持・更新コスト	23
3 バランスのよい長寿命化型の維持・更新コスト	24
4 コスト比較の総評	24
第7章 長寿命化計画の継続的運用方針	25
1 施設情報の管理と活用	25
2 推進体制の充実	25
3 施設整備に係る財源の確保	25
4 フォローアップ	25

## 第1章 大学施設の長寿命化計画の背景と目的

### 1 計画の背景と目的

本法人は、飯田キャンパス、池田キャンパスにそれぞれ6棟の大学施設を有しており、うち、約6割の大学施設が建築後30年を経過するなど老朽化が進みつつあり、限られた予算のなかでこれらを更新していかなければなりません。

一方、大学に対するニーズは多様化しており、多様な学修内容や形態への対応、生活空間の快適化、防災対策、環境負荷の低減など、さまざまな配慮が求められています。

平成22年度までに全ての大学施設の耐震性補強工事が完了し、又は耐震診断の結果、耐震性に問題ないことが確認されたことから、今後は老朽化対策を進めるとともに約40年とされる建替え周期を延長する長寿命化を図り、施設整備にかかるコストを総合的に抑制していく必要があります。

このため、大学施設の効率的な維持保全の実現に向けて、文部科学省及び山梨県の関連計画と整合を図りながら、大学施設の老朽化状況を踏まえ、大学施設の長寿命化計画を策定します。

### 2 計画の位置付け

本計画は、「山梨県公共施設等総合管理計画」に基づく施設類型ごとの個別施設計画（国の「インフラ長寿命化基本計画」に規定する「個別施設ごとの長寿命化計画」）です。

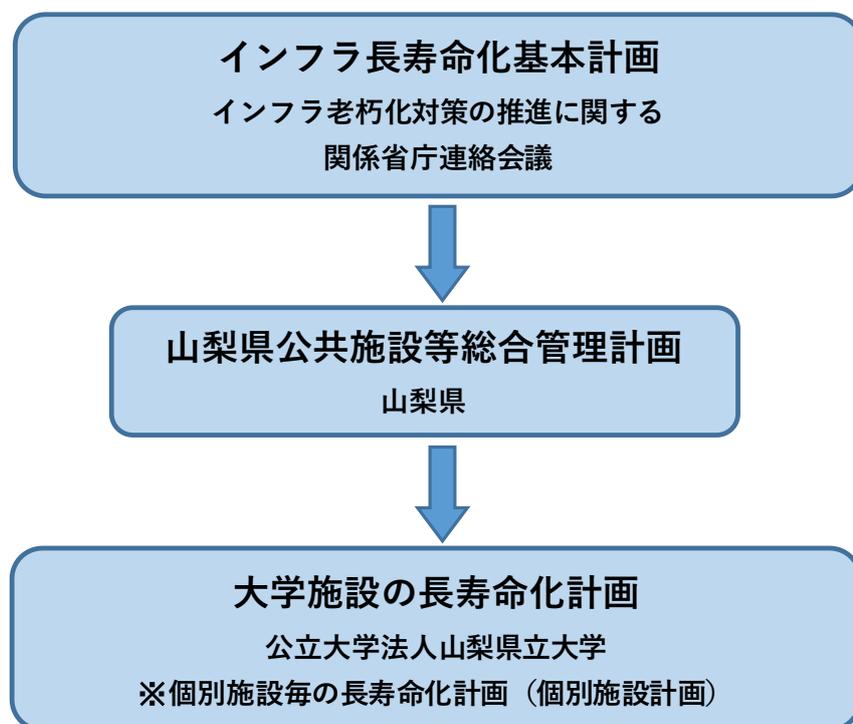


図1 計画の位置付け

### 3 計画期間と対象施設

#### 3-1 計画期間

本計画においては、今後、大学施設の更新時期が迫るなか、少子化や学修環境などの変化に対応しつつ、財政面とのバランスを図っていくことが必要になってきます。これらを考慮して計画を推進するためには、中長期的な視点が不可欠であることから、本法人を取り巻くさまざまな将来推計に基づいて今後40年間の計画を策定します。

計画期間は令和3年度（2021年度）～令和42年度（2060年度）とし、このうち第1期 実施計画を予算措置を考慮した令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）までの10年間とします。ただし、計画期間内にあっても、施設の状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、点検結果等を踏まえ、計画内容の見直しを適宜行うこととします。

#### 3-2 対象施設

大分類	中分類	小分類	施設名称
I 県民利用施設	4 学校教育系施設	③ その他の学校	県立大学

※分類は「山梨県公共施設等総合管理計画」における施設類型

※対象となる大学施設の詳細は、概ね200㎡以下の小規模な建物を除いた次の計12施設とします。

表1 対象施設一覧

施設名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年	築年数	
飯田キャンパス	A館	RC	6	4,895	2,006	14
	B館	RC	3	4,262	1,966	54
	C館	RC	2	1,397	1,990	30
	図書館	RC	2	1,184	1,981	39
	体育館	S	2	938	1,971	49
	付属棟	S	2	240	2,005	15
池田キャンパス	1号館	RC	5	2,440	1,978	42
	2号館	RC	2	4,191	1,994	26
	3号館・本館	RC	3	2,526	1,994	26
	4号館	RC	4	5,499	1,977	43
	5号館	RC	2	1,927	2,007	13
	体育館	RC	2	1,346	1,979	41

※RC:鉄筋コンクリート造、S:鉄骨造



## 第2章 大学施設の実態

### 1 大学施設の現状

本法人が保有する大学施設は、飯田キャンパス6施設、池田キャンパス6施設の計12施設で、延床面積は30,845㎡となっています。建築年別の整備状況は下図に示すとおりで、延床面積比として、築40年以上の施設は全体の約47%、築30年以上の施設は約55%、築20年以上の施設は77%を占めています。

平成22年度の法人化に際して、現行の新耐震設計基準（昭和56年制定）が施行される以前に竣工している大学施設については、山梨県において耐震性補強工事を実施しています。

法人化以後は、施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う事後保全を中心に実施していたため、老朽化対策が進んでいない状況にあります。

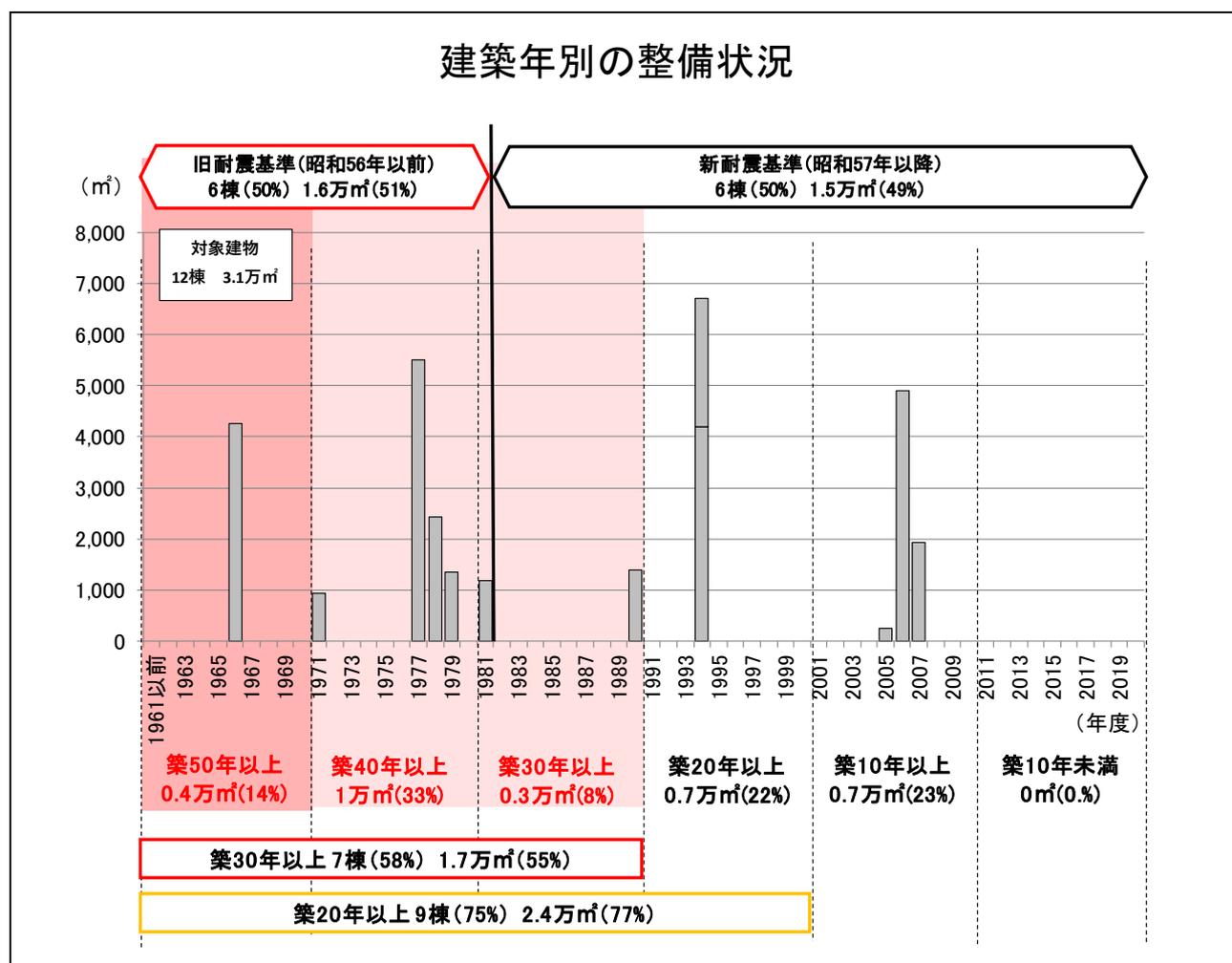


図3 建築年別の整備状況

## 2 大学の沿革、学部・学科の設置状況及び学生定員の推移

### (1) 大学の沿革、学部・学科の設置状況

平成 17 年 4 月に旧県立女子短期大学を改組転換し、県立看護大学と統合し、山梨県立大学が開学し、同時に県立大学大学院が開学しました。

山梨県立大学は国際政策学部、人間福祉学部及び看護学部の 3 学部からなり、山梨県立大学大学院は看護学研究科からなっています。

国際政策学部は総合政策学科及び国際コミュニケーション学科の 2 学科からなり、人間福祉学部は福祉コミュニティ学科及び人間形成学科の 2 学科からなり、看護学部は看護学科からなっております。

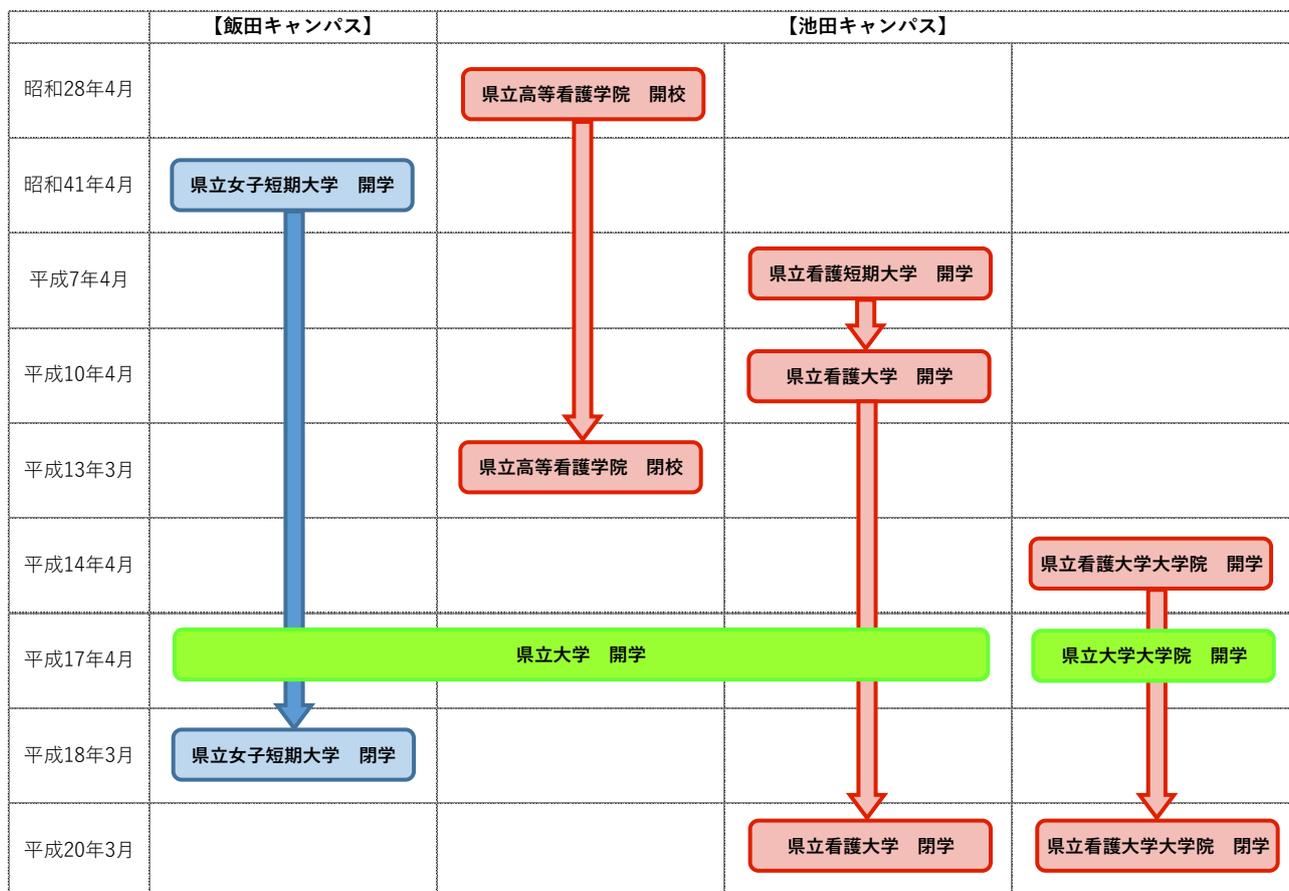


図 4 大学の沿革

### (2) 学生定員の推移

県立高等看護学院が現在地に設置された昭和 52 年以降の学生定員は、ピークであった平成 7 年度の 1,135 名から概ね横ばいで推移しています。

表 2 - 1 県立女子短期大学 学科設置状況及び学科定員推移 (単位：名)

年度	国文科		幼児教育科		家政科		国際教養科		合計	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
S41~H1	50	100	50	100	80	160			180	360
H2~H16	50	100	50	100	50	100	50	100	200	400

表2-2 県立高等看護学院 学科設置状況及び学科定員推移 (単位：名)

年度	看護第一学科		看護第二学科		保健(婦)学科		合計	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
S52～S56	100	300	50	100	30	30	180	430
S57～H6	100	300	50	100	35	35	185	435
H7	0	200	0	50	35	35	35	285
H8	0	100	0	0	35	35	35	135
H9～H12	0	0	0	0	35	35	35	35

表2-3 県立看護短期大学及び看護大学 学科設置状況及び学科定員推移 (単位：名)

年度	看護短期大学		看護大学						合計		
	看護学科		看護学科			看護短期大学部					
	入学定員	収容定員	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	
H7～H9	150	450						150	0	450	
H10			50		50	100	400	150	0	450	
H11			50		100	100	350	150	0	450	
H12			50	10	160	100	300	150	10	460	
H13			50	10	220	100	300	150	10	520	
H14～H16						100	300	100	0	300	

表2-4 県立大学(飯田C) 学科設置状況及び学科定員推移 (単位：名)

年度	国際政策学部						人間福祉学部						合計		
	総合政策学科			国際コミュニケーション学科			福祉コミュニティ学科			人間形成学科					
	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
H17	40	0	160	40	0	160	60	0	240	20	0	80	160	0	640
H18	40	0	160	40	0	160	60	0	240	20	0	80	160	0	640
H19～H21	40	5	170	40	5	170	60	5	250	20	5	90	160	20	680
H22～H24	40	5	170	40	5	170	50	5	210	30	5	130	160	20	680
H25	40	5	170	40	5	170	50	5	230	30	5	110	160	20	680
H26	40	5	170	40	5	170	50	5	230	30	5	110	160	20	680
H27～R1	40	5	170	40	5	170	50	5	210	30	5	130	160	20	680

表2-5 県立大学及び県立大学大学院(池田C) 学科設置状況及び学科定員推移 (単位：名)

年度	看護学部			看護学専攻			合計		
	看護学科			看護学専攻					
	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	
H17	50	0	200	10	20	60	0	220	
H18	100	0	400	10	20	110	0	420	
H19～H21	100	5	410	10	20	110	5	430	
H22～H24	100	5	410	10	20	110	5	430	
H25	100	5	410	10	20	110	5	430	
H26	100	0	400	10	20	110	0	420	
H27～R1	100	0	400	10	20	110	0	420	

### 3 施設関連経費の把握

#### (1) 財政状況の傾向

収入は、自己収入である授業料等収入及びその他自己収入が微増で推移する一方、県からの運営費交付金及び受託研究費等収入が減少で推移しています。今後、少子化による18歳人口の減少に伴う学生定員の減少が見込まれるため、大幅な収入の伸びが見込めないことが予想されます。

一方、支出は、人件費が増加傾向にあり、支出全体に占める割合は年々増加しています。自己収入の伸びが見込めないなかで、人件費の増大という厳しい財政運営状況により、今後さらに施設整備費の確保が難しくなると見込まれるため、大学施設の整備にかかるコストについても縮減していく必要があります。

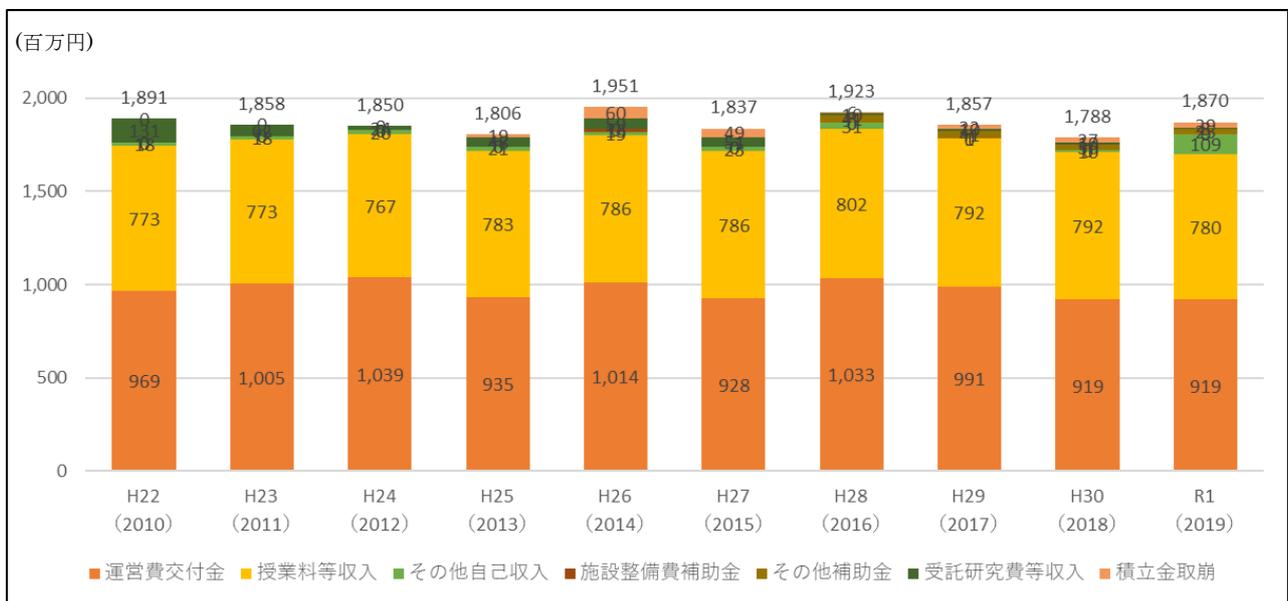


図5-1 年度別決算（収入）状況の推移



図5-2 年度別決算（支出）状況の推移

(2) 施設整備費の推移

過去5年間の大学施設における施設整備費、光熱水費、委託他運営費及び維持修繕費を合計した施設関連経費は、73百万円～87百万円で、5年間の平均は77百万円/年となります。

今後、大学施設の整備に充てられる費用は、法人全体の予算調整を行うなかで決定していくこととなりますが、この77百万円/年を第6章「長寿命化によるコスト試算の比較と検証」(P.21)における基準額として設定します。

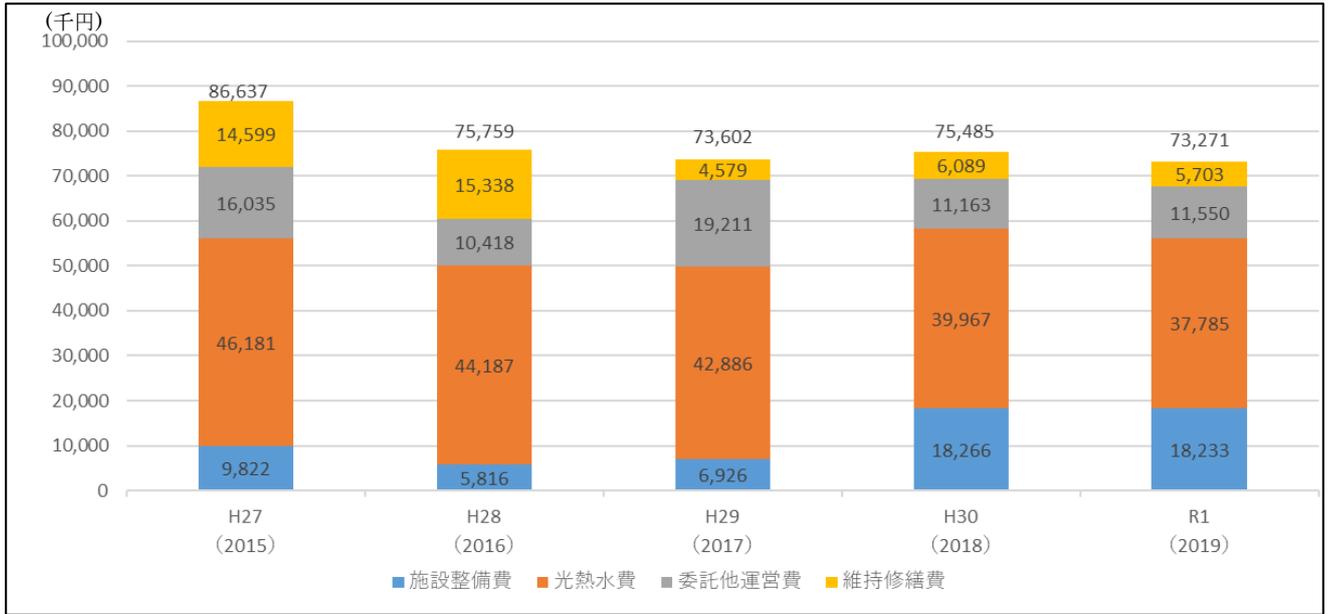


図6 施設関連経費の推移と内訳

表3 施設関連経費の過去5年度平均額 (千円)

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
施設整備費	9,822	5,816	6,926	18,266	18,233
施設管理費	76,815	69,943	66,676	57,219	55,038
光熱水費	46,181	44,187	42,886	39,967	37,785
委託他運営費	16,035	10,418	19,211	11,163	11,550
維持修繕費	14,599	15,338	4,579	6,089	5,703
合計	86,637	75,759	73,602	75,485	73,271

施設関連経費の過去5年度平均額	77百万円/年
-----------------	---------

#### 4 大学施設の老朽化状況の実態

平成 22 年度に県から譲与資産として大学施設を譲り受けるにあたり、耐震診断が行われ、または耐震性補強工事が施されていたため、法人化以後、施設の構造や築年数にかかわらず、施設の機能や性能に関する明らかな不都合や機能停止が生じてから修繕を行う事後保全型の維持管理に取り組んできました。その間、施設全体の大規模な改修は進まず、構造躯体に影響を及ぼす屋上の防水シートの補修や電気・機械設備の不具合補修など、部分的な改修にとどまっているため、今後、老朽化していく大学施設への対応が課題となります。

このため、構造躯体以外の劣化状況を把握し、文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」を参考に、長寿命化の判定はもとより、課題の整理、改修方針の検討、今後の実施計画策定および維持・更新コストの試算を行います。

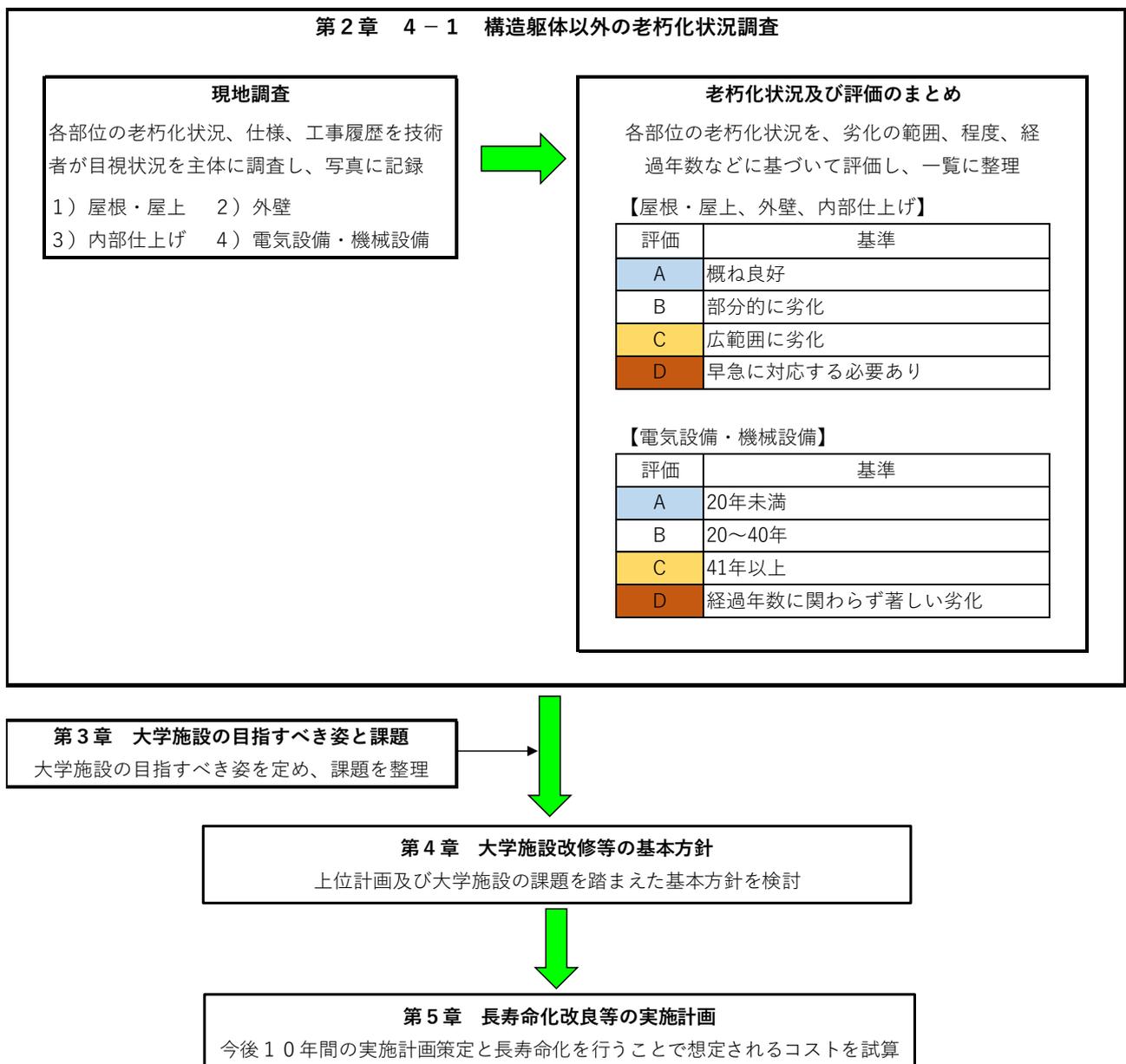


図 7 老朽化状況調査から実施計画策定までのフロー

#### 4-1 構造躯体以外の老朽化状況の調査・評価

建物の屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備・機械設備の老朽化状況や改修時期について、調査および評価を行い、当該評価を踏まえて大学施設の課題を整理するとともに、第4章「大学施設改修等の基本方針」（P.14）に反映します。

##### (1) 調査内容

###### ア 屋根・屋上

- ・最上階の天井に雨漏りがないか。雨漏りが原因と思われるシミ、カビがないか。
- ・屋上防水に膨れ、剥がれ、破れ、穴開きがないか。
- ・金属屋根に錆、損傷、腐食がないか。

###### イ 外壁

- ・コンクリートが剥落し、鉄筋が露出している箇所はないか。
- ・室内側に雨漏りと思われるシミ垂れ、塗装の剥がれがないか。
- ・亀裂、浮き、剥離、ひび割れ、破損がないか。
- ・建具枠、丁番などの腐食、変形、ぐらつきがないか。
- ・窓枠と外壁との隙間に施されているシーリング材に硬化、切れ、剥がれがないか。

###### ウ 内部仕上げ

- ・床、壁、天井にコンクリートの亀裂、ボード類の浮き、損傷がないか。
- ・天井ボードの落下や床シートの剥がれなどにより安全性が損なわれているところがないか。

###### エ 電気設備・機械設備

- ・機器や架台に錆、損傷、腐食がないか。
- ・漏水、漏油がないか。
- ・使用水に赤水、異臭がないか。
- ・機器から異音はしていないか。
- ・保守点検や消防の査察などで是正措置などの指摘がないか。

##### (2) 評価方法

屋根・屋上、外壁、内部仕上げは、目視状況により評価します。一方、電気設備・機械設備については、目視だけでは劣化度合の判断ができないため、部位の全面的な改修年からの経過年数を基に評価します。

表4 評価基準

目視状況による評価【屋根・屋上、外壁、内部仕上げ】

評価	基準
A	概ね良好
B	部分的に劣化(劣化状況や更新周期を踏まえた中長期での修繕が必要)
C	広範囲に劣化(比較的早期に計画的な改修が必要)
D	早急に対応する必要あり(安全面・機能面に影響が大きい)

経過年数による評価【電気設備・機械設備】

評価	基準
A	20年未満
B	20～40年
C	41年以上
D	経過年数に関わらず著しい劣化

(3) 大学施設情報と評価のまとめ

表5 大学施設情報一覧表

大学施設情報一覧表

: 築50年以上    
   : 築30年以上    
 [A] : 概ね良好     [C] : 広範囲に劣化  
 [B] : 部分的に劣化     [D] : 早急に対応する必要がある

建物基本情報							構造躯体の健全性			老朽化状況評価					
施設名	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		耐震安全性			屋根 屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度 (100点満点)
					西暦	築年数	基準	診断	補強						
飯田キャンパス	A館	RC	6	4,895	2006	14	新	-	-	B	A	B	A	A	89
飯田キャンパス	B館	RC	3	4,262	1966	54	旧	済	済	A	B	B	A	A	84
飯田キャンパス	C館	RC	2	1,397	1990	30	新	-	-	B	B	C	B	B	62
飯田キャンパス	図書館	RC	2	1,184	1981	39	旧	済	-	C	B	C	B	B	59
飯田キャンパス	体育館	S	2	938	1971	49	旧	済	済	A	A	B	A	A	91
飯田キャンパス	附属棟	S	2	240	2005	15	新	-	-	A	A	B	A	A	91
池田キャンパス	1号館	RC	5	2,440	1978	42	旧	済	済	C	B	C	A	A	65
池田キャンパス	2号館	RC	2	4,191	1994	26	新	-	-	D	C	C	B	B	46
池田キャンパス	3号館・本館	RC	3	2,526	1994	26	新	-	-	D	A	C	B	B	64
池田キャンパス	4号館	RC	4	5,499	1977	43	旧	済	済	C	B	D	A	A	54
池田キャンパス	5号館	RC	2	1,927	2007	13	新	-	-	A	A	A	A	A	100
池田キャンパス	体育館	RC	2	1,346	1979	41	旧	済	済	A	A	B	A	A	91

※築年数は令和2年(2020年)を基準とする。

(4) 評価結果(目視状況による部位別劣化評価)

別紙の建物毎の建築物点検票(添付写真及び図面を含む)による。

4-2 老朽化状況の総評

構造躯体以外の劣化状況の調査結果を踏まえ、調査を行った大学施設の老朽化状況について総評を次に示します。

構造躯体以外(屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備・機械設備)の劣化状況については、築25年を超える大学施設で大規模改造が行われていない大学施設の評価が「C評価」および「D評価」が多い状況でした。

この一方で、築年数(耐震性補強工事が行われている場合は工事完了後から起算)で判断する電気設備や機械設備は「A評価」が多い状況でした。

今回の調査の結果、一部の大学施設で「C評価」又は「D評価」が見られ、現状のまま放置した場合、構造躯体に悪い影響を与え、長期の仕様に影響を及ぼしかねないことから今後、早期の改修が必要です。

また、機械設備のうち空調設備については、築年数に関わらず老朽化が進んでいるため、機能停止による大学運営への影響を勘案し、早期に入替工事を行うことが必要です。

### 第3章 大学施設の目指すべき姿と課題

第2章では学部・学科の設置状況及び学生定員の推移を見通すとともに、大学施設の老朽化がどの程度進んでいるか現地調査を行い評価しました。その結果を踏まえ第3章では「大学施設のめざすべき姿」を定め、そのことから浮かびあがる「大学施設の課題」を整理します。

#### 1 大学施設の目指すべき姿

これまでは「事後保全」を中心に取り組んできましたが、今後は大学施設の長寿命化に向けて、老朽化対策や時代のニーズに対応した「予防保全」を中心に取り組んでいきます。

本学の大学施設の目指すべき姿は次のとおりです。

##### 安全・防災面

- ・誰もが安全・安心に利用できる大学施設
- ・災害時の拠点として機能する大学施設

##### 学修・生活面

- ・多様な学修への対応やきめ細やかな指導ができる大学施設
- ・誰もが快適に利用できる大学施設
- ・省エネルギーに配慮した環境負荷の少ない大学施設

##### 連携化・効率化

- ・地域とともにあり、地域住民と連携・協働できる大学施設
- ・山梨大学との大学間連携を見据えて効率化を図る大学施設

## 2 大学施設の課題

大学施設の改修や建替え時期には、財政への影響が懸念されます。本法人の財政運営状況や大学施設の実態を踏まえ、大学施設のめざすべき姿を実現するための課題を次に整理します。

### ○安全・防災面

#### **[課題] 進む老朽化と安全対策**

外壁や屋上防水の劣化による雨漏りなどは、構造躯体の劣化につながり建物の寿命を早めてしまいます。また、築年数が30年を超える大学施設は7棟に上り、このうち大規模改造による老朽化対策が実施できていない大学施設もあるため、安全性を確保するための改修が早期に求められています。

#### **[課題] 防災機能の強化**

地域の防災拠点として役割を担うために災害時に機能する施設整備が必要です。

### ○学修・生活面

#### **[課題] 多様な学修内容、学修形態への対応**

パソコンをはじめとする情報機器の活用によるオンライン授業や社会のグローバル化に対応した学修内容など、今後求められる学修形態に柔軟に対応できる学修環境を整えることが必要です。

#### **[課題] 大学施設の機能改善や環境向上に向けた取り組み**

学修環境の安定的確保や大学施設の機能維持の観点から重要度の高い受変電や空調、給排水などの整備に加え、段差解消や手摺の設置、多目的トイレの整備など、バリアフリー化が進んでいない施設もあるため、今後整備を進めることが必要です。

#### **[課題] 環境に配慮した施設整備**

省エネルギー対応の設備機器への更新により、環境負荷や維持管理コストの低減を図るとともに、大学施設を利用した環境教育を推進する体制を整えることが必要です。

### ○連携化、効率化

#### **[課題] 地域の実情や大学間連携の状況に応じた計画的・効率的な施設整備**

地域に開かれたコミュニティ施設などとして利用される大学施設について、地域住民との連携・協働が図れるような大学施設となるよう検討することが必要です。

また、山梨大学との大学間連携の状況に応じて、計画的・効率的な施設整備を行っていくことが必要です。

## 第4章 大学施設改修等の基本方針

### 1 改修等の基本方針

本計画の関連計画となる、「山梨県公共施設等総合管理計画」（平成27年12月策定、平成31年3月一部改正）には、次の基本方針が示されています。

基本的な方針Ⅰ：社会的に一時の変化に対応した行政サービス・施設規模の適正化を図る

基本的な方針Ⅱ：中長期的な視点での最適化に向け、全庁横断的に維持管理の合理化・コスト縮減に取り組む

基本的な方針Ⅲ：選択と集中による本県の将来を見据えた投資を実施する

関連計画の基本方針を参考に、第3章で示した「大学施設のめざすべき姿と課題」（P.12）を踏まえた上で、大学施設改修における基本方針を次のとおりとします。

#### ○安全・防災面

##### **長寿命化の推進**

計画的に大規模な改修工事を実施し、大学施設の長寿命化を図ります。

##### **安全性に配慮した整備**

学校施設の老朽化により生じる、外壁のひび割れや浮き、建具の開閉不良などによる事故を防ぐため、維持管理手法を、従前の「事後保全」から損傷や支障が表面化する前に対策を講じる「予防保全」にシフトし、安全性の確保に努めます。

##### **防災機能を強化するための整備**

大規模災害時において学生、教職員や地域住民の避難場所として機能するよう施設整備を進めます。

## ○学修・生活面

### **学修環境の維持・向上**

学修環境維持のため重要度の高い受変電や空調、給排水などの設備の改修工事を優先的に進めるとともに、多様な学修内容・学修形態に対応できる施設整備を進めます。

### **大学施設の機能改善や生活環境の向上**

段差解消や手すりの設置、多目的トイレの整備等、バリアフリー化が進んでいない大学施設もあるため、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化をより一層進めます。

### **環境負荷低減への配慮**

環境負荷や維持管理コストの低減を図るため、LED 照明器具への取替、省エネルギー機器への更新などの環境負荷低減へ配慮した施設整備を進めます。

## ○連携化・効率化

### **施設整備費の縮減**

施設規模に比例して整備費用は大きくなるため、財政面や社会の情勢を踏まえた効率的な改修を行う必要があります。このため、一律に全施設で大規模な改修を行うのではなく、老朽化状況や改修後の使用年数などを考慮し、必要に応じて部位修繕による対応とすることで整備費用を縮減します。

### **地域住民との連携・協働化**

より一層地域住民との連携・協働が図れるよう、改修にあたっては地域の実情を考慮した施設整備を進めます。

### **山梨大学との連携**

今後、より一層山梨大学との大学間連携が進んでいくことが見込まれるため、連携状況に応じて計画的・効率的な施設整備を進めます。

## 2 大学施設の目標耐用年数の設定

### (1) 目標耐用年数の設定

鉄筋コンクリート造（RC）の学校施設の法定耐用年数は47年ですが、これは税務上、減価償却費を算定するためのものであり、文部科学省の調査研究では物理的な耐用年数はこれより長く、適切な維持管理がなされ、コンクリート強度の確保および中性化の進行が抑制されている場合には約80年程度、さらに技術的には100年以上の長寿命化も可能であるとされています。

本計画では、第4章「学校施設改修等の基本方針」（P.14）を踏まえ、表6-1に示す「建築物の耐久計画に関する考え方(日本建築学会)」に基づき、鉄筋コンクリート造の校舎、体育館等の目標耐用年数を約80年と設定します。

また、「予防保全」の考え方を取り入れた長寿命化を図っていくためには、建物を構成する主要な部位別に改修周期を設定する必要があることから、「建築物のライフサイクルコスト（一般財団法人 建築保全センター）」の標準耐用年数を参考に、表6-2のとおり部位別改修周期を設定します。

表6-1 建築物全体の望ましい目標耐用年数

用途 \ 構造・種別	鉄筋コンクリート造(RC)	
	高品質の場合	普通品質の場合
学校施設	80~100年以上	50~80年以上

資料：建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）

表6-2 部位別改修周期

項目	標準耐用年数	
建築	外壁	20~30年
	屋上防水	20~30年
電気	受変電設備	30年
	電灯設備	20年
機械	空調設備	20年
	給水設備	20~30年
	エレベーター	30年

資料：建築物のライフサイクルコスト（一般財団法人 建築保全センター）参照

### (2) 改修周期の設定

従来の維持管理では、建物に深刻な劣化や故障などの不具合が表面化してから改修を行ってきました。このため、不具合が表面化した部分の対応にとどまり、建物の劣化を抑制できませんでした。

今後は、表6-2に示す部位別の標準耐用年数を基本として、竣工後又は耐震性改修工事実施後約20年で機能回復のための大規模改造を実施し、耐用年数の中間期となる40年で機能向上のための長寿命化改良を実施します。その後、約20年で再び大規模改造などを実施し、目標耐用年数の約80年で建物の建替えを行います。

上記に加え、故障により利用者の安全性・施設機能に重大な影響を与える設備（受変電、ボイラー、空調等）の改修・更新により建物機能を維持し、耐用年数の延長を図ります。

### 《改築中心から長寿命化への転換イメージ》

出典：「学校施設の長寿命化改修の手引」

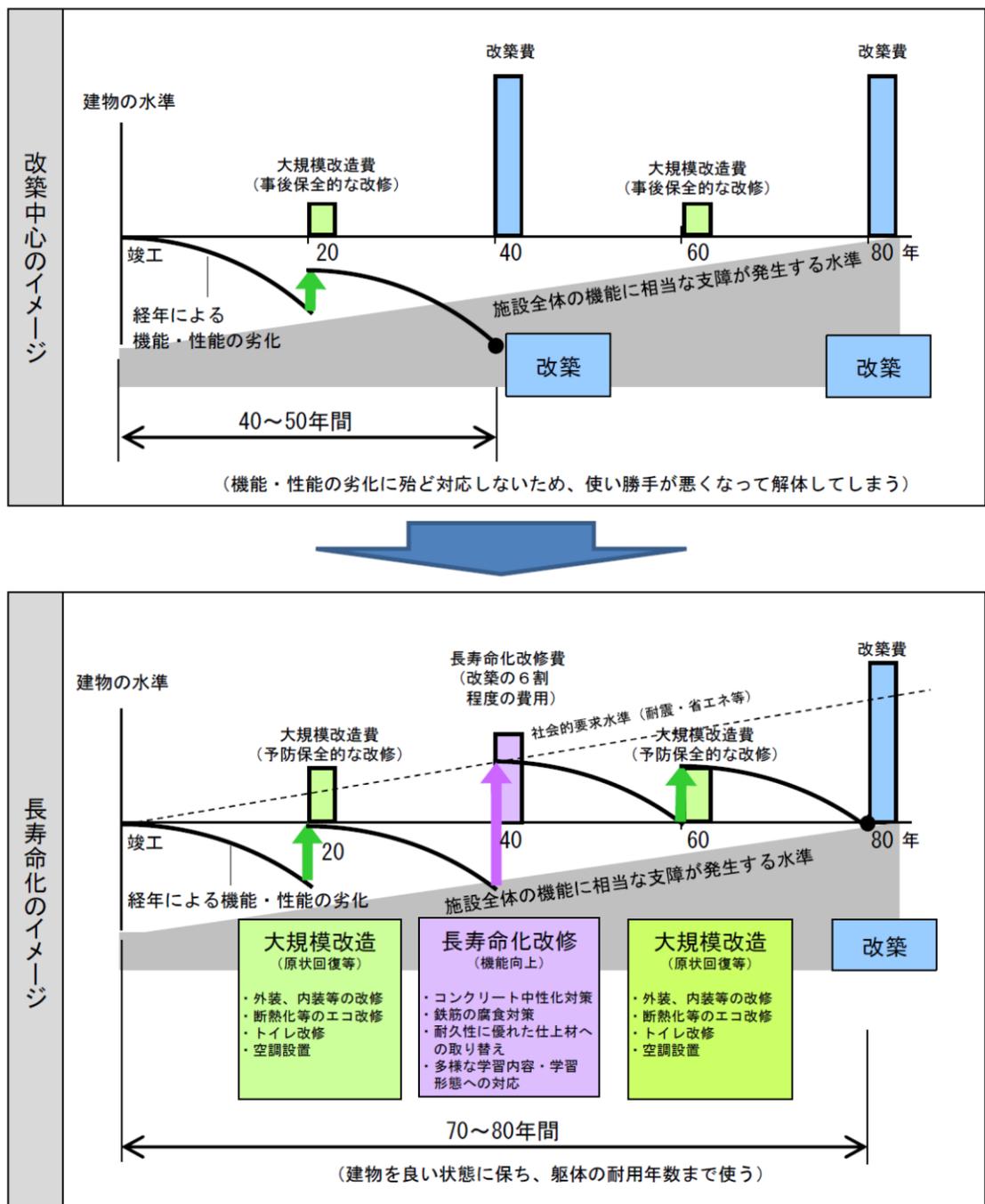


図8 改修・建替周期の見直し

### 3 維持管理の項目・手法等

長寿命化を図るためには、計画的に改修工事などを行うだけでなく、日常的・定期的に施設の点検や清掃、情報管理を行う必要があります。日常的・定期的に維持管理を行うことで、建物の劣化状況を詳細に把握でき、より早急に異常に気付くことができるため、施設に応じた維持、改修内容や時期を計画に反映することができます。

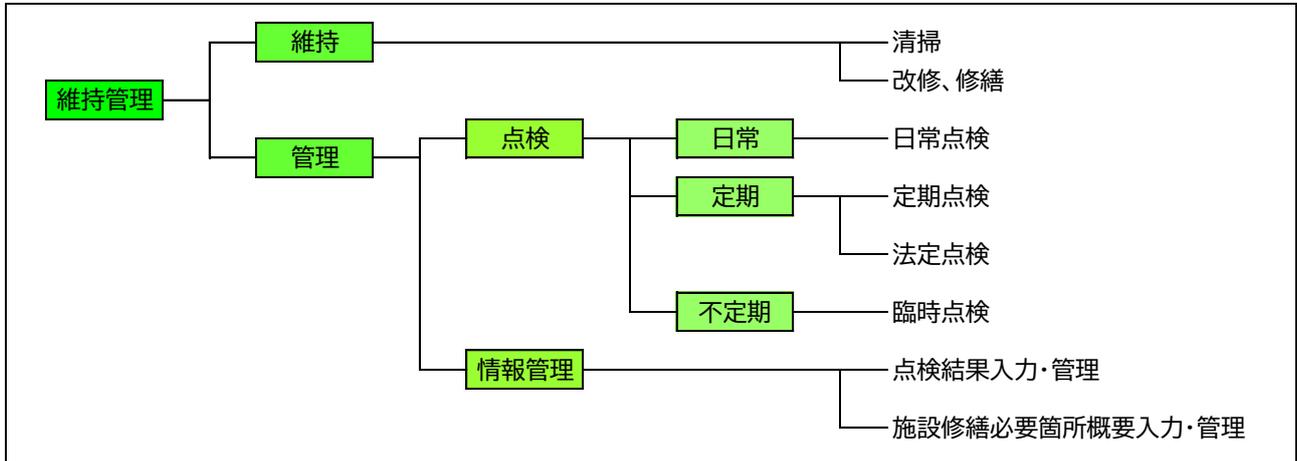


図9 維持管理項目

表7 維持管理の項目・手法等

項目		実施時期・目的・内容等
維持	清掃	快適な環境を維持するために、日常清掃及び各点検時における清掃を行う。
	改修・修繕	建物および設備等の寿命を延ばすために実施する。
点検	定期点検	早期に建物及び設備等の異常の兆候を発見するため、施設の劣化状況等を年数回把握する。
	法定点検	専門的な観点から建物及び設備等の異常の有無を発見するため、専門業者に発注し、施設の劣化状況等を法令で定められた期間毎把握する。
	臨時点検	故障情報、気象情報などにより、学校に注意を促し状況把握をする。
情報管理		点検、改修・修繕などの履歴を管理し、現状把握をするとともに、計画に反映する。また、災害発生後には被害状況の把握と危険性の判断を行う。

## 第5章 長寿命化改良等の実施計画

### 1 改修等の優先順位付けと実施計画

#### 1-1 実施計画の基本的な考え方

第4章「大学施設改修等の基本方針」(P.14)に基づき、実施計画を策定していきますが、将来の学生数や財政運営状況を見通すことは難しいことから、実施計画の期間を10年ごとに区切り、見直しを行いながら老朽化対策を進めていくこととします。

本法人で策定する実施計画の基本的な考え方は次のとおりです。

#### 長寿命化改良および大規模改造に関する考え方

施設整備全体に係る費用を縮減し、限りある予算で老朽化対策を進める必要があるため、第1期 実施計画期間中は、施設の老朽化が進んでいる施設の部位改善を中心に実施していきます。

第2期～第4期 実施期間中に長寿命化改良又は大規模改造を順次実施していきます。

表8 第1期～第4期 実施計画

	キャンパス	第1期 実施計画 2021年～2030年	第2期 実施計画 2031年～2040年	第3期 実施計画 2041年～2050年	第4期 実施計画 2051年～2060年
改築	飯田C			B館	体育館
	池田C				1号館、4号館、体育館
長寿命化改修	飯田C	C館	C館、図書館	A館、付属棟	
	池田C		2号館、3号館	5号館	
大規模改造	飯田C	B館	体育館	C館、図書館	C館
	池田C	5号館	4号館、体育館	1号館	2号館、3号館
部位修繕	飯田C	C館、図書館			
	池田C	1号館、2号館、3号館、 4号館、5号館			

#### 1-2 対策の優先順位の基本的な考え方

改修順位付けの基本的な考えについては、次の点を考慮し決定します。

- ・学修環境、利用者の安全性への影響
- ・構造躯体の寿命への影響
- ・本計画における老朽化状況調査結果
- ・建築年次
- ・過去の改修履歴

1-3 第1期 実施計画

改修順位付けの基本的な考え方を踏まえた、第1期実施計画は次のとおりです。

表9 第1期 実施計画

(単位：千円)

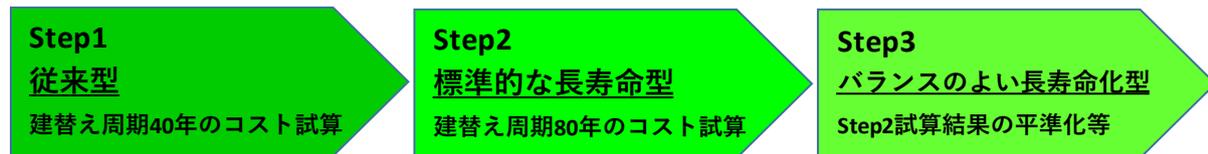
施設名称	年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
飯田キャンパス	A館										
	B館				大規模改造 141,179	大規模改造 141,179					
	C館				長寿命化改修 83,296	長寿命化改修 74,041	長寿命化改修 74,041				
	図書館			屋根・屋上 34,595				長寿命化改修 47,360	長寿命化改修 47,360	長寿命化改修 47,360	
	体育館							大規模改造 23,450	大規模改造 23,450		
	付属棟										
池田キャンパス	1号館				内部仕上 16,165		屋根・屋上 38,698				
	2号館			機械設備(空調) 屋根・屋上 191,840	機械設備(空調) 67,573	外壁 27,765	内部仕上 27,765	長寿命化改修 59,440	長寿命化改修 59,440	長寿命化改修 106,800	長寿命化改修 106,800
	3号館本館	屋根・屋上 17,776	機械設備(空調) 94,941			内部仕上 16,735					
	4号館			屋根・屋上 41,349		内部仕上 36,431					
	5号館					大規模改造 63,832	大規模改造 63,832				
	体育館							大規模改造 33,650	大規模改造 33,650		
		17,776	94,941	267,784	308,213	359,983	204,336	163,900	163,900	154,160	106,800

赤字：D判定  
青字：C判定

改築
長寿命化改修
大規模改造
部位修繕

## 第6章 長寿命化によるコスト試算の比較と検証

従来型の建替えを前提とした施設整備では多額の出費が想定されます。長寿命化を行うことで今後想定されるコストの試算を次のステップで行い、従来型のコストと比較することで長寿命化の実効性を検証します。



## 1 従来型の維持・更新コスト【Step 1】

次に示すコスト算定条件に基づき、40年周期で建替えを行う従来型の維持・更新コストを算定します。

### (1) コスト算定条件

更新周期：40年

建替え単価：265,000 円/㎡※ 1

改修周期：20年（大規模改造）

大規模改造単価：66,250 円/㎡※ 2

過去の施設関連経費：77 百万円/年※ 3

※ 1：飯田キャンパス A 館建設当時の㎡単価（建設価格/延床面積）を採用

※ 2：建替え単価の 25% に設定（学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書）

※ 3：表 3 直近 5 年間の実績の平均値を採用

### (2) 従来型の維持・更新コスト

40年で建替えを行う従来型の施設整備を続けた場合、今後 40年間の維持・更新コストは 118 億円（3.0 億円/年）かかり、過去 5年間の施設関連経費（77 百万円/年）の約 3.8 倍となります。

また、2020年代に改築が集中し、今後 10年間の施設関連経費は平均で 5.2 億円/年かかるため、従来型の整備を継続することは困難であり、対応策を検討する必要があります。

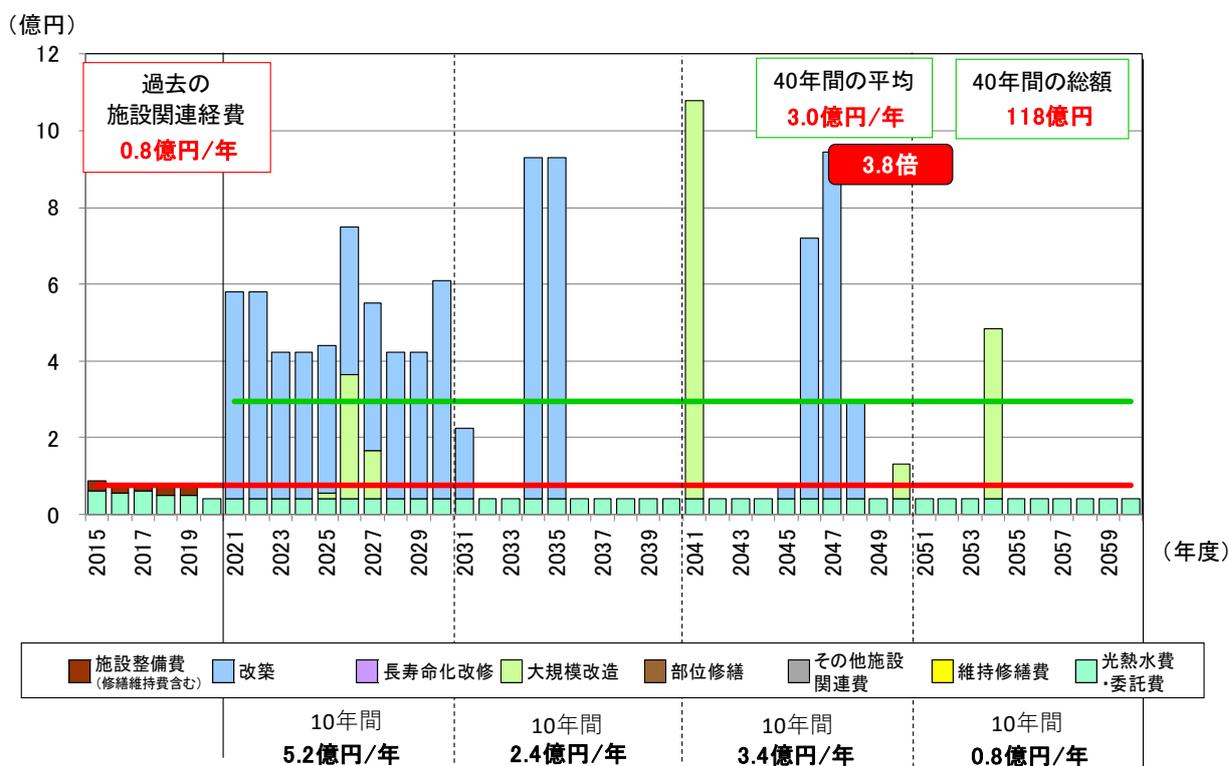


図 1 0 従来型の維持・更新コスト

## 2 標準的な長寿命化型の維持・更新コスト【Step 2】

標準的な更新・改修周期を基に、劣化状況調査による「C評価」又は「D評価」箇所の優先的な改修やその他各施設の劣化状況を踏まえて、今後の維持・更新コストを算定します。

### (1) コスト算定条件

更新周期：80年

建替え単価：265,000 円/m<sup>2</sup>

改修周期：20年（大規模改造）

大規模改造単価：66,250 円/m<sup>2</sup>

40年（長寿命化改良）

長寿命化改良単価：159,000 円/m<sup>2</sup>※ 1

過去の施設関連経費：77 百万円/年

※ 1：建替え単価の60%に設定（学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書）

### (2) 標準的な長寿命化型の維持・更新コスト

建替え中心の従来型から、長寿命化にシフトしていくためには、大規模改造（機能回復）および長寿命化改良（機能向上）の計画的な実施と、適切な維持管理が必要となります。

長寿命化改良を実施し耐用年数を約80年にした場合、今後40年間の維持・更新コストは115億円（3億円/年）となり、従来型の場合の118億円（3億円/年）と比べて、約3%の縮減が可能となります。

ただし、標準的な長寿命化を行った場合でも、年間の施設整備費が過去5年間の施設関連経費の約3.7倍のコストがかかる上、2046年度以降に改築と長寿命化改良が重なり、1年あたり10億円を超える等、実効性に乏しい状況です。

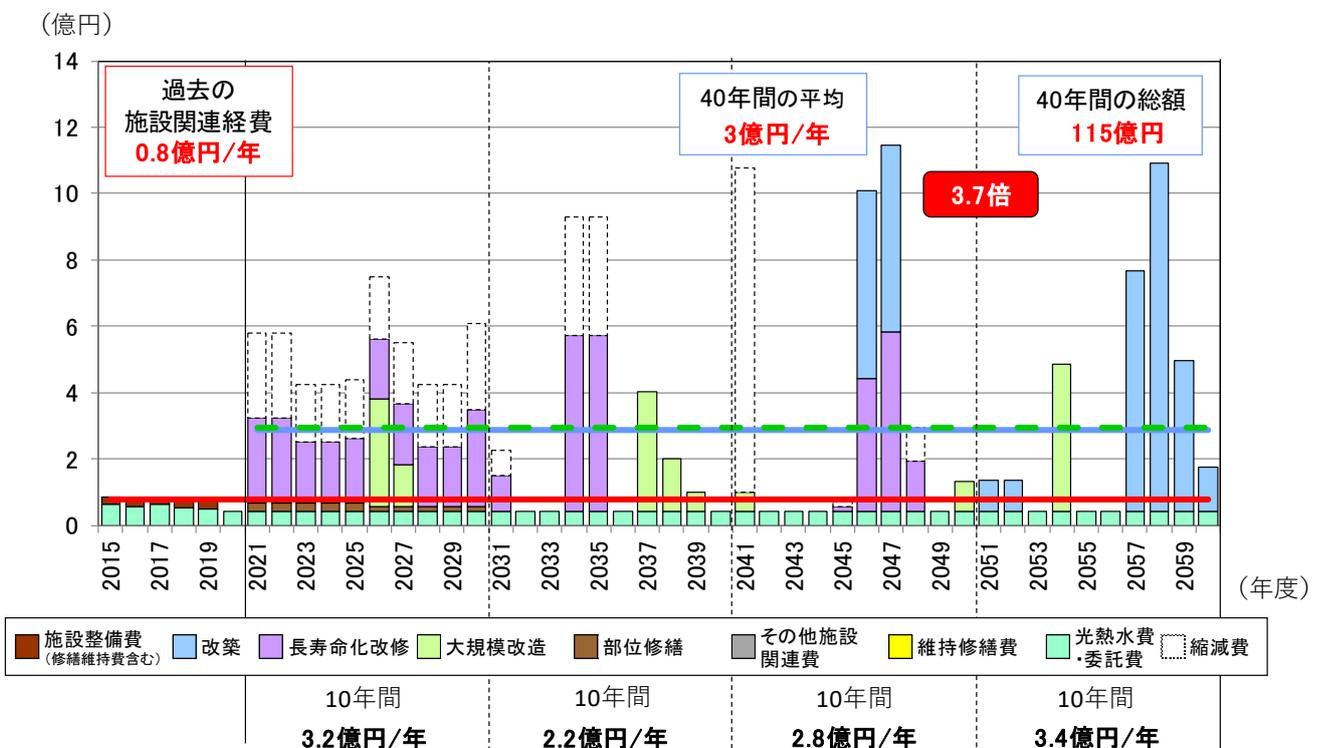


図1-1 標準的な長寿命化型の維持・更新コスト

### 3 バランスのよい長寿命化型の維持・更新コスト【Step3】

より実効性のある計画とするため、Step2「標準的な長寿命化型」を基に、第4章「大学施設改修等の基本方針」（P.14）の反映や、財政支出面での平準化(前・後倒し)を行い、年間の平均コストの縮減を図ります。

この結果、今後40年間の維持・更新コストは98億円（2億円/年）となり、従来型の場合の118億円/年（3億円/年）と比べて、約17%の縮減が可能となります。

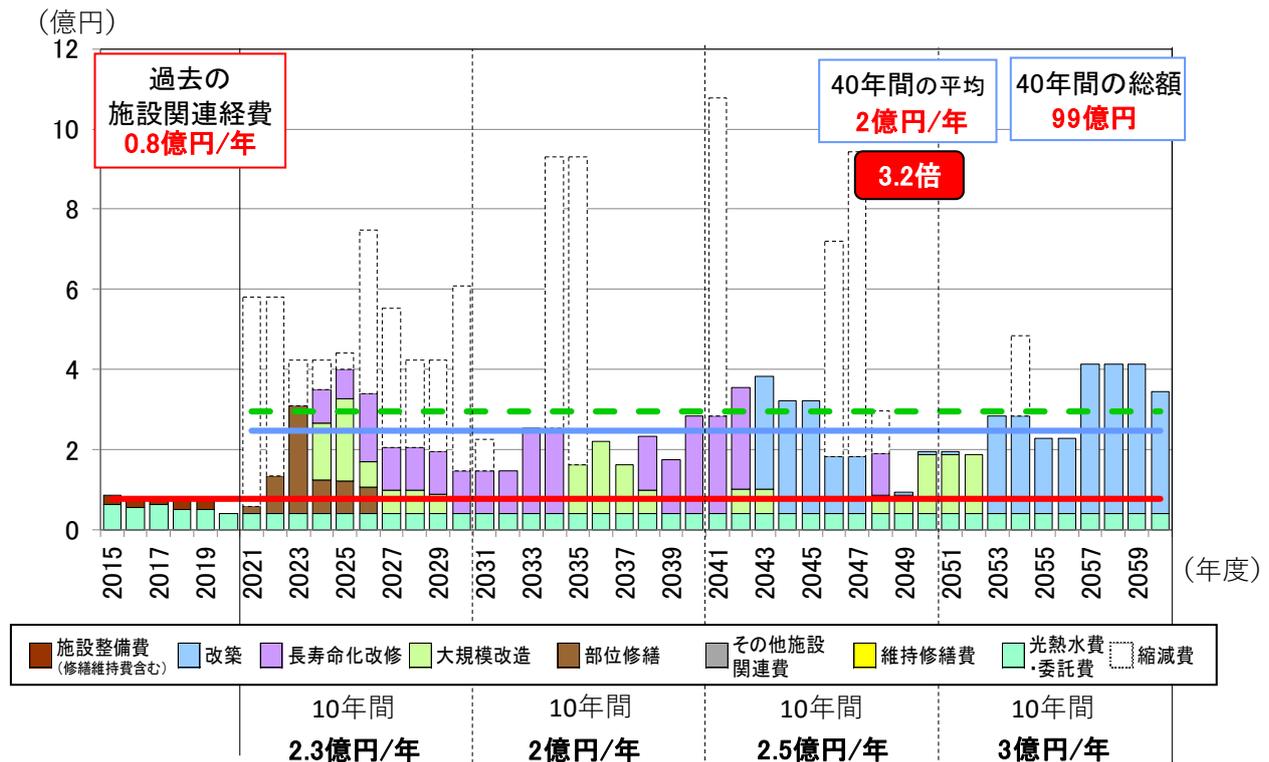


図12 バランスのよい長寿命化型の維持・更新コスト

### 4 コスト比較の総評

#### (1) コスト比較の総評

いずれの試算も過去5年間の施設関連経費（77百万円/年）を上回る結果となりますが、次のメリットがあることから、Step3「バランスのよい長寿命化型」を採用します。

#### 【メリット1】

「計画的な予防保全」に維持管理手法をシフトすることで安全に配慮した施設の長期利用が可能。

#### 【メリット2】

大学施設の実態を踏まえた「改修等の基本方針」により計画的な機能向上のための施設整備が可能。

#### 【メリット3】

今後の施設関連経費を最も縮減でき、施設整備費の平準化が可能。(従来型と比べて約18%の縮減)

## 第7章 長寿命化計画の継続的運用方針

### 1 施設情報の管理と活用

本計画を推進するにあたり、大学施設の状況や改修履歴などをデータとして蓄積し、確実に更新していくことが重要となります。

また、定期・法定点検報告結果や本計画における劣化状況調査結果の情報を適切に管理し、施設の実態を把握することで、今後の改修内容や時期などを総合的に判断します。

なお、各データは、施設状況に変更が生じた際や改修、報告などが行われた際に適宜更新するほか、毎年度、更新の有無を含め内容を確認します。

### 2 推進体制の充実

本計画策定後も、大学施設の老朽化は進行し状況は変化していきます。また、大学施設に求められる機能や水準も変わっていくことが考えられます。

これら大学施設の状況を的確に把握するためには、県私学・科学振興課や点検等実施業者との連携が重要であるほか、課題解決に向け、県営繕課、県教委学校施設課又は甲府市建築指導課等への協力依頼や連携も欠かせません。

本計画に基づき長寿命化を確実に実施するため、関係部署との連携をより一層図り、推進体制を充実させていきます。

### 3 施設整備に係る財源の確保

安全で快適な教育環境を維持するためには、継続的な大学施設の維持管理や改修が必要となり、財政支出面で大きな負担を伴います。そのため、山梨県と連携を図りながら、収入の確保や経費の節減などの経営努力を行うとともに、国や県の支援策を活用し、財源の確保に努めていきます。

### 4 フォローアップ

本計画に基づき、効率的かつ効果的な施設整備を進めていくためには、次のPDCAサイクルを確立することが重要です。

- |                              |          |
|------------------------------|----------|
| ①施設の状況を把握した上で、それを踏まえた整備計画を策定 | <Plan>   |
| ②計画に基づく日常的な維持管理や適切な改修を実施     | <Do>     |
| ③整備による効果を検証し、整備手法の改善点などを整理   | <Check>  |
| ④次期計画に反映                     | <Action> |

また、本計画は、大学施設の大規模改造又は長寿命化改良の優先順位を設定するものであり、事業の進捗状況、定期・法定点検報告結果から得られる老朽化に関する状況・評価などの結果などを踏まえ、年次および個別の事業費を精査し、必要に応じて適宜見直しを行います。

公立大学法人山梨県立大学 第3期中期目標・中期計画対照表

参考資料6

第3期中期目標	第3期中期計画	策定の視点	参考:第2期中期計画
<b>第1 中期目標の期間</b>	<b>第1 中期計画の期間</b>		<b>第1 中期計画の期間</b>
令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間とする。	令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間とする。		平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。
<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b>	<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画</b>		<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画</b>
<b>1 教育に関する目標</b>	<b>1 教育に関する計画</b>		<b>1 教育に関する計画</b>
<b>(1) 教育の成果・内容等に関する目標</b>	<b>(1) 教育の成果・内容等に関する計画</b>		<b>(1) 教育の成果・内容等に関する計画</b>
<b>ア 学士課程</b>	<b>ア 学士課程</b>		<b>ア 学士課程</b>
<p>自主的、総合的に考え判断する能力、豊かな人間性と広い視野、様々な知識を現代社会と関連づけて生きる力を培う教養教育と、各学部教育の目標や特色を生かして専門的知識と技術を培う専門教育により、地域の創造的な発展を担う人材を育成する。その際には、学部ごとに、その養成すべき人材育成に合致した、達成すべき具体的な目標を定め、学修成果の向上を図る。</p> <p>地域に貢献し得る問題解決能力を身につけるため、山梨県全体をキャンパスに、地域に根ざした実学・実践重視の教育を行う。</p> <p>大学全体で、データの分析・利用に関する基礎的な知識及び能力の修得を含めた学際的な領域の教育に取り組むとともに、各学部の特性を生かした他教育機関、研究機関等及び産官民との連携並びに大学等連携推進法人に認定された一般社団法人大学アライアンスやまなし(以下「大学アライアンスやまなし」という。)による取組を通じて、学生の多様な教育機会の確保を図る。</p>	<p>1 教養教育を全学的に見直し、予測不可能な時代において地域社会の未来を切り拓く人材を育成する観点から、国際社会・地域社会の現代的な課題についての理解と時代の変化に対応するための技能を重視して、大学として独自性のあるカリキュラムを体系的に再編するとともに、一般社団法人大学アライアンスやまなし(以下「大学アライアンスやまなし」という。)を通じて山梨大学と連携して、データサイエンス教育を含む多様な教育機会の確保を図る。</p> <p>専門教育では学部・学科・コースごとに、養成すべき人材育成の目標を明確にしてカリキュラム等を作成し、学修成果の向上を図る。また、アクティブラーニング・フィールドワーク・遠隔授業などの多様な授業形態を活用して、他教育機関等との連携も図りながら、教育の質の向上を図る。</p>	<p>教学マネジメント指針を基本に、学修者本位の教育を目指し、山梨大学等と連携しながら、現代の課題に対応できる人材育成を図る。</p>	<p>全学共通の「学士力」と各専門領域の「専門力」を可視化できるカリキュラムの体系化・構造化を図る。</p> <p>科目ナンバリング制を導入し、学部ごとに学修成果の達成目標を設定する。</p> <p>COC+事業等を通じて、学部間及び他教育機関、研究機関等、産官民との連携強化を推進するとともに、サービスラーニング科目をはじめ地域関連科目の充実を図り、体験型のアクティブラーニング教育を全学的、学際的に実施する。</p>
	<b>イ 国際政策学部</b>		<b>(ア)国際政策学部</b>
	<p>2 自然豊かな山梨の地域創生に取り組む実践知を重視した教育、また世界の大学と連携した国際色豊かな教育の推進により、時代の変化を見据えて、自ら積極的に社会変革や課題解決を先導する真のグローバル人材の育成を目指す。</p> <p>そのために、大学院構想を見据えた教育課程の再編および新たな社会ニーズに対応したデータサイエンスを取り入れた教育の充実を図る。その推進にあたり、大学アライアンスやまなしによる大学連携を積極的に活用し、教育資源の共有化、文理融合の研究推進に資する教学マネジメントを目指す。</p>	<p>不確実な時代に対応できる人材の育成を目指す。</p>	<p>社会のグローバル化に対応して、問題解決能力の育成をより重視したカリキュラム再編成を早期に実施するとともに、行動する国際人を目指して半数以上の学生に地域や海外に出て行う学習を経験させる。</p> <p>また、英語教育においては、中期計画期間中に4年次後期において学生の半数がTOEIC650点以上を、そのうちの二十パーセントは800点以上を獲得することを目指す。</p> <p>育成する人材像をより明確化し、地域マネジメント、国際ビジネス・観光、国際コミュニケーションの3コース及び、副専攻コースを設置するとともに、多様な教育課程に対応するため組織の改編を行う。</p>

公立大学法人山梨県立大学 第3期中期目標・中期計画対照表

参考資料6

第3期中期目標	第3期中期計画	策定の視点	参考：第2期中期計画
	<p><b>ウ 人間福祉学部</b></p> <p>3 人間福祉学部が養成している社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、幼稚園教諭・保育士、小学校教諭の各課程について、カリキュラムツリーを作成し、専門教育についての目標である①理論的・実践的知識・技能の獲得、②他者への共感的理解と社会貢献への意欲、③課題解決に向けた実践力、④他者との協働力の4点について培われているか、毎年、教育方法を見直し、学修成果の向上を図る。 自治体、福祉施設、教育・保育機関、並びに大学アライアンスやまなしとの緊密な連携を図り、地域での実践的な学びを重視した教育を行う。 福祉コミュニティ学科では、各資格課程における国家試験の合格率について全国平均を上回る高い水準を維持する。 人間形成学科は、国や山梨県が求める保育者や教員の資質・能力の育成に向けて、地域が求める人材の養成に努める。</p>	<p>各養成課程の目標を明確にし、地域で活躍できる人材の育成を目指す。</p>	<p><b>(イ)人間福祉学部</b></p> <p>社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の養成目的を明確化し、その目的達成に向けた具体的な方策を策定し計画的に実行する。 新卒者の社会福祉士国家試験の合格率について六十パーセント以上を達成し、精神保健福祉士国家試験の合格率について百パーセントを目指す。</p>
	<p><b>エ 看護学部</b></p> <p>4 豊かな人間性と優れた看護実践力を有する看護師・保健師・助産師・養護教諭の育成のための具体的な方策を計画的に実行する。 新卒者のすべての国家試験について、概ね100%の合格率を達成する。 看護学部の理念や教育目標を踏まえ、他大学等との連携による教育内容の充実や多様な教育機会を提供する。</p>	<p>各養成課程の育成目標を達成できるよう具体的な方策を実施する。</p>	<p><b>(ウ)看護学部</b></p> <p>看護師、保健師、助産師、養護教諭の専門職業人の養成目的を明確化し、その目的達成に向けた具体的な方策を策定し計画的に実行する。 新卒者の国家試験について、看護師百パーセント、保健師百パーセント、助産師百パーセントの合格率を達成する。</p>
<p><b>イ 大学院課程</b></p> <p>地域が抱える課題の解決に向けて実践的に取り組む高度人材を養成する大学院を設置する。 地域のニーズや時代の変化、学問の進展に的確に対応するため、大学院機能の充実・発展を含めた教育研究組織の在り方について積極的に検討を進め、改善を図る。</p>	<p><b>オ 大学院課程</b></p> <p>5 学問の進展や地域ニーズを踏まえた高度人材養成を図る大学院課程を構想し、その実現に向けて積極的に取り組む。</p> <p>6 高度看護実践者・教育研究者育成のために、看護学研究科の理念や教育目標を踏まえ、他大学院との連携による体系的なカリキュラムを編成し、教育課程や教育内容の充実を図る。 看護学研究科の教育研究組織の強化を図るために、教員の教育研究活動の活性化を図る。</p>	<p>大学院課程の設置に向けた具体化を図る。</p> <p>看護学研究科の教育課程や教育内容の充実を図る。</p>	<p><b>イ 大学院課程</b></p> <p>学問の進展や地域社会のニーズを踏まえた柔軟かつ高度な大学院課程を構想し、その実現に向けた取組を積極的に進める。 看護学研究科では社会人学生の生活実態に即した学修環境を整備するとともに、スペシャリストの育成・教育研究者の育成のために、3つのポリシーの検証・評価を実施し、教育課程・教育内容の充実改善を図る。</p>

公立大学法人山梨県立大学 第3期中期目標・中期計画対照表

参考資料6

第3期中期目標	第3期中期計画	策定の視点	参考:第2期中期計画
<b>ウ 入学者の受け入れ</b>	<b>カ 入学者の受け入れ</b>		<b>ウ 入学者の受け入れ</b>
<p>県立大学にふさわしい学生を受け入れるために、大学の教育研究活動について関係者への周知を図るとともに、国の高大接続改革の動向等を踏まえつつ、多様な能力・意欲・適性を多面的かつ総合的に評価・判定する公正で安定した入学選抜を実施する。</p>	<p>7 アドミッション・ポリシーに合致した県立大学が求める学生を受け入れるために、受験生が入学後の教育の本質と卒業後の姿を見通して、選抜に向けて能動的に準備できる情報を発信する。 安全で安定した選抜実施体制を確立することにより、公正・安心な選抜としての魅力を高めるとともに、高大教育が積極接続した受験生の多様な能力を多面的・総合的に評価できる入学選抜を実現する。</p>	<p>高校訪問等をとおして、受験生が本学の教育を理解し卒業後までをイメージしながら受験準備ができるような情報発信を積極的に行うとともに、高大教育が積極接続した入学選抜を実現する。</p>	<p>大学の魅力を発信するとともに、学力以外の能力(思考力・判断力・表現力等)を重視する入試方法の工夫や給費奨学金制度の導入等により、留学生や社会人を含み幅広く優秀な学生を受け入れ、安定した定員充足を維持する。 全学AOセンターを早期に設置し、入学選抜の実施体制を整備するとともに、入試方法や入試結果に関する追跡実証研究を行うなど、高大接続改革実行プランに基づく入試改革を推進する。</p>
<b>エ 成績評価等</b>	<b>キ 成績評価等</b>		<b>エ 成績評価等</b>
<p>学士課程においては、授業の到達目標を明示し、客観的で明確な基準による厳正な成績評価を行い、学生の単位認定、進級・卒業時の質の保証を確保する。 大学院課程においては、授業の到達目標を明示し、厳正かつ公正な成績評価と学位論文審査を実施し、修了時の質の保証を確保する。 教育の質保証のための各学位プログラムの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づいて学生の学修目標を具体的かつ明確に定め、卒業生の資質・能力等を保証するものとして機能させる。</p>	<p>8 授業のシラバスに到達目標や成績評価基準を明示し教育の質を保証する。とくに演習・実習・実技科目などについては、ルーブリックなどを用いた到達度基準の設定により、客観的で明確な成績評価の導入を検討実施する。 GPAの基礎データの分析によりその効果を検証し、それぞれの課程における質の保証の改善を図る。</p> <p>9 看護学研究科の学生の修了時の質保証を確保するため、成績評価ならびに学位論文審査を各基準に則り、厳正かつ公正に実施する。 看護学研究科の理念・教育目標を踏まえ、3つのポリシーの検証・評価を実施し、教育課程・教育内容の充実改善を図る。</p> <p>10 全学的な教学マネジメントの推進体制を整備し、学修成果の可視化と教育内容の改善を体系的・組織的に進めることにより、教育の質保証を行う。</p>	<p>教学マネジメントの推進体制を整備し、それによる学修成果の可視化と教育の質保証を全学的に図る。</p>	<p>GPAを本格的に実施するとともに、基礎データの分析によりその効果を検証し、それぞれの課程における質保証の改善を図る。 学びの技法の教育法を習得するFDワークショップの開催等を通じて、学生の能動型アクティブラーニングを促進する教育方法や教育評価法を開発・実践する。</p>
<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b>	<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画</b>		<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画</b>
<b>1 教育に関する目標</b>	<b>1 教育に関する計画</b>		<b>1 教育に関する計画</b>
<b>(2) 教育の実施体制等に関する目標</b>	<b>(2) 教育の実施体制等に関する計画</b>		<b>(2) 教育の実施体制等に関する計画</b>
<p>より質の高い教育を提供するため、教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組(ファカルティ・ディベロップメント活動及びスタッフ・ディベロップメント活動)を引き続き積極的に進めるとともに、教員の教育活動を定期的、かつ、多角的に評価し、評価結果を教育の質の改善に反映する。</p>	<p>11 全学的なFD・SDの実績を踏襲し、テーマ別研修会等を実施するとともに、大学アライアンスやまなしを通じて、連携を促進する教育活動などの課題別の研修会を検討実施する。また、学生による授業評価を継続し、その結果を公表するとともに、教育の質の向上に反映させる。</p>	<p>種々の課題に機動的に対応して研修を実施し、教職員の質の向上を図る。</p>	<p>これまでの全学的なFDの実績を踏まえ、さらに課題別、テーマ別の研修会を新たに導入・実施するとともに、「大学コンソーシアムやまなし」等を通じて、広域ネットワークを活用した教職員のFDあるいはSDの組織化を実現する。また、学生による授業評価を継続し、その結果を公表するとともに、教育の質の向上に反映させる。</p>

公立大学法人山梨県立大学 第3期中期目標・中期計画対照表

参考資料6

第3期中期目標	第3期中期計画	策定の視点	参考:第2期中期計画
	No.		
<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b>	<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画</b>		<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画</b>
<b>1 教育に関する目標</b>	<b>1 教育に関する計画</b>		<b>1 教育に関する計画</b>
<b>(3) 学生の支援に関する目標</b>	<b>(3) 学生の支援に関する計画</b>		<b>(3) 学生の支援に関する計画</b>
<b>ア 学修支援</b>	<b>ア 学修支援</b>		<b>ア 学習支援</b>
すべての学生(外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。)が学修しやすい環境をつくるため、学修に関する支援制度を拡充するとともに、学生からの要望を反映させる体制を維持し、随時見直しを行い、改善を図る。 すべての学生の自主的な学修を促進するための仕組みを一層充実させる。	12 すべての学生(外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。)に対して、教職員が連携して、生活面や心理面にも配慮した相談支援を行い、学生の意見も聴取して、学生支援の質的な向上を図る。 すべての学生が学修しやすい環境をつくるため、引き続き学生相談窓口を設けるなど、学修相談体制をさらに進展させる。	すべての学生の学修支援について、質の向上を含めて全学的な対応を図る。	すべての学生(外国人留学生や社会人学生、障害のある学生を含む。以下同じ。)が学習しやすい環境をつくるため、引き続き学生相談窓口を設けるなど、学習相談体制をさらに進展させるとともに、両キャンパスにおいて学生の自主的な学びと相談の場(ラーニングコモンズ)等を整備する。 学生との対話「学長と語る」を年間複数回実施する。
	13 すべての学生の自主的な学修を促進できるように、学修環境の整備・充実を図る。		
<b>イ 生活支援</b>	<b>イ 生活支援</b>		<b>イ 生活支援</b>
すべての学生が健康で充実した大学生活を送るため、生活面での相談体制や健康管理体制の充実を図るとともに、経済的に困窮している学生に対する支援制度について一層の充実を図る。	14 すべての学生が安全に安心して大学生活を送れるよう教職員が連携して、生活面での相談体制等を充実させ、経済的に困窮している学生に対して、授業料減免や支援情報の提供などを行い支援する。	全ての学生が学修の継続ができるよう、種々の支援を行う。	すべての学生が安全にかつ安心してキャンパス生活を過ごすために、中期計画期間中に学生支援体制に係る情報や組織の一元化を目指すとともに、相談に適した環境整備を行い、学生に関する支援制度を充実する。 経済的困窮者に対する授業料減免措置(定員ベースで算定した授業料収入額に対する減免比率)を2%から4.4%以上に拡充して、意欲ある学生を経済的に支援する。
<b>ウ 就職支援等</b>	<b>ウ 就職支援等</b>		<b>ウ 就職支援</b>
すべての学生について、その能力・適性に応じた就職が可能となるよう、キャリアサポートセンターを中心とした就職支援体制の強化を図る。 学生に対し、起業家精神(アントレプレナーシップ)を養う機会を提供するなど、卒業後の進路等に関する多様なニーズに応えるための取組を行う。 大学アライアンスやまなしの枠組みを活用した、情報交換、サービスの相互利用等の協働体制の構築を進める。	15 個々の能力・適性に応じた就職支援を可能とするため、キャリアサポートセンターの個別相談の機能と施設を充実させ、キャリアガイダンス、セミナー等の企画実施をはじめ、企業・施設等でのインターンシップなどの就職支援活動を積極的に行う。	学生の就職への機運を高め、活動が出遅れることなく就職活動に取り組み、就職先とのミスマッチを回避する必要がある。	個々の能力・適性に応じた就職が可能となるよう、すべての学生に対して、キャリアガイダンス、セミナー等の企画実施をはじめ、企業・施設等でのインターンシップなどの就職支援活動を積極的に行い、就職率(就職者数/就職希望者数)百パーセントを目指す。
	16 COC+Rの取組と連携し、地域課題の解決に向けて学修を進める過程において、ビジネスの基礎やモチベーションなどのコンピテンシーを高め、起業家精神を養う機会とするとともに、セカンドキャリアも見据えた多様なキャリアデザインとその方法を学ぶ機会を提供する。	AIの活用は進み、求められるキャリア・スキルは、変わってくる。今後、多様で、高レベルのニーズに応えることが求められることから、必要なスキル・マインドを養成するとともに、アントレプレナーシップの育成を行う。	
	17 大学アライアンスやまなしの枠組みを活用し、採用試験対策や企業相談会などに関する情報交換、サービスの相互利用等を拡充し充実させる。	山梨大学との連携により、就職情報等の共有、企業ガイダンス等の共同実施を進め、サポート情報等の充実が図れる。	

公立大学法人山梨県立大学 第3期中期目標・中期計画対照表

参考資料6

第3期中期目標	第3期中期計画		策定の視点	参考:第2期中期計画
	No.			
<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b>		<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画</b>		<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画</b>
<b>2 研究に関する目標</b>		<b>2 研究に関する計画</b>		<b>2 研究に関する計画</b>
<b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</b>		<b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する計画</b>		<b>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する計画</b>
公立大学としての意義を踏まえ、地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究に取り組み、その成果を広く公表する。 各分野の研究の成果については、国内外に通用する優れた水準を確保し、地域及び国内外に積極的に発信するとともに、社会への還元に努める。	18	地域の課題や社会の要請に対応した特色ある組織的な研究(大学間の共同研究も含む)を推進し、その成果を公表する。	公立大学として地域を意識した組織的な研究の推進を図る。	「大学が地域を変える、社会を変える」の方針のもと、地域の課題や社会の要請に対応した特色ある組織的な研究を推進し、その成果を公表する。 また、学外委員を含めた研究評価委員会を設置し、組織的な研究成果を評価する。
	19	研究水準を担保するために、学外委員を含めた組織で研究成果を評価するとともに、研究成果を広く社会に還元するために、関連学会(国際学会を含む)やホームページ等で積極的に発信する。	研究成果を客観的に評価する仕組みを構築するとともに、研究成果を積極的に発信できるような環境を整備する。	
<b>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</b>		<b>(2) 研究実施体制等の整備に関する計画</b>		<b>(2) 研究実施体制等の整備に関する計画</b>
		<b>ア 研究実施体制等の整備</b>		<b>ア 研究実施体制等の整備</b>
地域的・社会的なニーズの高い研究課題や分野を越えた独創的なプロジェクト研究を推進するための弾力的な研究実施体制を確保する。 研究者が倫理を堅持し、適正な研究活動を推進するための制度や体制を確保する。 研究活動の活性化を図るため、研究成果を適切に評価し、その結果を研究費に反映できる仕組みを構築する。	20	地域研究課題や学術的に重要性の高い研究を重点的に実施できるよう、地域研究交流センターにおいて研究テーマを責任を持って決定する。また、より独創的で弾力的な研究活動が実施できるような体制を整備する。	地域研究の拠点となる地域研究交流センターを中心に、分野を超えた独創的な研究活動が実施できる体制を整備する。	強力かつ効率的な地域研究拠点を形成するために、CO-C事業の終了時には既存の地域研究交流センターと地域戦略総合センターを統合するとともに、学外委員も含めて地域研究課題や学術的に重要性の高い研究を重点的に選定し、実施する。 研究倫理保持の管理・責任体制を明確化し、効果的な運用を図るとともに、利益相反等に関する基本的な方針についても企画・立案し、実施する。 本学の特色が活かせる大規模研究に対し、学部を超えた研究体制が敷けるよう、全学的な支援体制を継続する。 科学研究費等の学外の競争的研究資金の申請・獲得を促進するために情報収集、提供、申請手続の支援等を行う体制を継続する。
	21	研究倫理保持の管理・責任体制を明確化し、効果的な運用を図るとともに、検証・見直しを行う。	研究倫理に関する啓蒙活動を継続するとともに、研究倫理審査の体制を検証・整備する。	
	22	各専門分野の特性に応じて研究の経過や成果などの研究活動に関わる評価基準を明確にし、評価結果を研究費に反映できる仕組みを構築するとともに、随時見直しや改善を図る。	教員業績評価における研究活動の評価基準を見直すとともに、若手研究者を中心に、研究成果を研究費に反映できる仕組みを構築していく。	
				<b>イ 研究活動の評価及び改善</b> 教員の研究業績評価を定期的の実施し、その結果を公表する。 外部資金の獲得実績のほか、とくに質の高い研究成果や研究業績を上げた教員に研究費の増額や学長表彰等のインセンティブを付与する。

公立大学法人山梨県立大学 第3期中期目標・中期計画対照表

参考資料6

第3期中期目標	第3期中期計画	策定の視点	参考:第2期中期計画
<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b>	<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画</b>		<b>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する計画</b>
<b>3 大学の国際化等に関する目標</b>	<b>3 大学の国際化に関する計画</b>		<b>3 大学の国際化に関する計画</b>
国際教育研究センターを中心として、学生及び教職員の国際交流を積極的に進め、大学全体の国際化をさらに進めるとともに、学生が卒業後においてグローバルに活躍できる基盤を育成するための取組を行う。 県内の他機関との連携等により、地域における国際化を推進する。	23 国際教育研究センターを中心に地域の国際化を積極的・多角的に展開する。留学制度のさらなる充実や、JICA等の県内他機関との連携を強化して、学生のボランティア留学、教員の専門家としての海外派遣、海外からの研修の受け入れ等を実施できるような体制を構築する。 コロナ禍によって途絶えてしまった交換留学による海外留学と外国人留学生をコロナ前の状態(12人)に回復させるとともに、交換留学協定校の見直し等を行う。	地域の国際化を支援するとともに、学生の留学を積極的に支援する。	国際政策学部内組織である国際教育研究センターについて、その実績を踏まえながら平成30年度を目途に全学組織化し、留学や海外研修に関する支援措置を拡充し、学生及び教職員の外国大学との交流を推進する。 中期計画期間中に交換留学協定校を8校以上に拡大させることなどにより、交換留学による海外留学と外国人留学生の受け入れ人数を倍増(12人)させる。 クォーター制や秋入学制の導入などグローバルスタンダードに即した教育システムの改革について積極的に検討するとともに、外国人教員の比率(外国人教員数/専任教員数)を中期計画期間中に倍増(6.6%)させる。
	24 大学アライアンスやまなしを通じて山梨大学との連携を図りながら、交換留学で受け入れた外国人留学生の日本語力に対応した日本語教育システムを整備する。 国際交流協会等と連携し、言語や文化の壁を越えたコミュニケーション能力を身に付ける教育プログラムを提供する。	外国人留学生の受け入れ態勢を整える。	
<b>第3 地域貢献等に関する目標</b>	<b>第3 地域貢献等に関する計画</b>		<b>第3 地域貢献等に関する計画</b>
理事長(学長)のリーダーシップのもと、COC+R事業の実施や地域研究交流センターの活動等を通じて、地域のニーズやその抱える課題を的確に把握しつつ、大学の持つ人的・物的・知的財産を地域に還元する取組を全学挙げて積極的に推進する。	25 地域が求める人材を養成する全学的なセンターを産業界等からも人材を登用して設置し、COC+Rにおける教育プログラムを社会人等に提供するとともに、理事長(学長)のリーダーシップのもと、各センター間の連携深化等により、地域ニーズの的確な把握と地域課題への柔軟な対応を可能とする体制を構築する。 地域研究交流センターでは、県内の各種機関との連携・共同を進め、地域のニーズや課題を的確に把握しながら、教員、学生の地域での支援活動や研究活動を積極的に実施していくことで、地域の活力向上に貢献する。	地域に必要とされる人材育成を目指すCOC+R事業は、学生のみならず、社会人も含め実践的教育プログラムとして、構築する必要がある。 また、地域研究交流センターでは、SDGs等の社会課題をテーマとした研究に取り組むとともに、地域と協働して取り組む活動を推進する。	地域研究交流センターの運営体制を充実強化するとともに、多様な地域課題に対応した学内外に対する組織的・協働的な教育プログラムや研究を計画的に実施する。 看護実践開発研究センターにおいて、認定看護師の需要を見極めながら、その育成・支援に積極的に取り組むとともに、県内の保健医療福祉の実践現場に携わる看護職が学び続ける場を提供する。
<b>1 社会人教育の充実に関する目標</b>	<b>1 社会人教育の充実に関する計画</b>		<b>1 社会人教育の充実に関する計画</b>
社会人の課題解決ニーズや学び直しニーズに応えるため、公開講座の開催等をはじめ、資格取得にもつながる生涯学習やリカレント教育を積極的に推進する。 地域に対し、デジタル社会における基礎的素養であるデータの分析・利用に関する基礎的な知識及び能力の修得のための機会を提供する。	26 COC+Rの取組において、事業協働機関等を通じて把握する社会人のニーズに応じたプログラムを提供するとともに、オンデマンド方式など社会人が学びやすい環境を整備する。 社会人の課題解決ニーズや学び直しニーズに応えるため、公開講座や資格取得にもつながる子育て支援者の養成講座等、各種のリカレント教育を学部との連携を図りながら実施する。	これまで、社会人を対象とした公開講座や養成講座を実施してきたが、COC+R事業等、社会人のニーズに応じたリカレント教育を推進するため、教育方法の改善を図る必要がある。	観光産業をはじめ、県民の社会人学び直し事業を制度化し、学内外の人材を活用した社会人教育の充実を図る。また、子育て支援者の養成講座の開催等、資格取得にもつながるリカレント教育を行う。
	27 大学アライアンスやまなしの取組や大学院課程の設置等を通じて、データの分析・利用に関する教育を提供し、社会人のリスキリングにも対応できる体制を整備する。	DX人材の養成への期待がある中、ビジネス現場で必要となるスキル、知識等をより深く学ぶ機会を提供する必要がある。	

公立大学法人山梨県立大学 第3期中期目標・中期計画対照表

参考資料6

第3期中期目標	第3期中期計画	策定の視点	参考:第2期中期計画
	No.		
<p><b>2 地域との連携に関する目標</b></p> <p>県内市町村、企業、他大学などとの主体的・組織的な連携を深め、交流を進めるとともに、地域が抱える様々な課題に対応した地域研究等を推進し、大学の知的資源を活用した支援など、地域のシンクタンクとしての役割を果たす。</p>	<p><b>2 地域との連携に関する計画</b></p> <p>28 地域経済・地域社会を支える基盤として、地域に支持される大学を目指し、地方公共団体や他大学、産業界等との連携を強化し、地域研究交流センターやCOC+R等の取組を通じて、地域課題の解決に協力して取り組む体制を整備する。 人間福祉学部「福祉・教育実践センター」では、介護予防相談会や保育リカレント講座等各種の地域・社会人向け講座の実施を支援するなど、地域と交流する中で地域福祉の課題を発見し、その解決に向けて、地域との連携に取り組んでいく。</p>	<p>学内外へCOC+R事業の浸透を図り、取り組みを推進するため、地域人材養成センターを設置するとともに、地域研究交流センター、キャリアサポートセンターとも連携した活動ができるよう学内体制を整備する。 また、人間福祉学部では、地域福祉分野での地域課題解決のため、継続して、地域との連携に取り組む。</p>	<p><b>2 地域との連携に関する計画</b></p> <p>県や自治体、企業、各種団体などと連携し、地域のシンクタンクとしての役割を果たすために、地域課題をはじめ、国内外の産業や文化事業等に資する研究や情報提供を積極的に行う。 産学官民の連携強化により、県内在住外国人のための日本語学習支援など地域における国際交流や多文化共生社会づくりを積極的に推進する。</p>
<p><b>3 教育現場との連携に関する目標</b></p> <p>幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校等への教育支援を行うとともに、高大連携を始めとする学校教育全体との連携を推進する。</p>	<p><b>3 教育現場との連携に関する計画</b></p> <p>29 教養科目等のうち相応しい科目を高等学校等に在学する者に開放することで、高校生等の学ぶ意欲に応えるとともに、入学後に既取得単位として認定できるよう規程を整備し、高大連携を推進する。 小・中学校への教育支援に向け、教育委員会や教員、教育関係者と連絡協議会を開催し、学生の教育ボランティア派遣を含め、教育支援を引き続き行う。 教員や保育者への研修会講師の他、山梨県幼児教育センターと連携し、地域の保育者の専門性向上に向け、指導助言の支援活動に携わる。</p>	<p>高校生の履修機会を増やし、学ぶ意欲に応えるとともに、高大連携をさらに進めることで、志願者の増加に繋げる。 また、小中学校への教育支援を継続して実施する。</p>	<p><b>3 教育現場との連携に関する計画</b></p> <p>学校教員や教育関係者との連絡協議会を開催し、学生の教育ボランティア派遣を含め教育支援を行う。また、出前授業や一日大学体験などを実施し、高大連携を推進する。 山梨県及び国立大学法人山梨大学との連携協定に基づき設立した一般社団法人「大学アライアンスやまなし」の事業活動を展開するとともに、国において検討が進められている大学等連携推進法人(仮称)の全国初の認定を目指す。</p>
<p><b>4 地域への優秀な人材の供給に関する目標</b></p> <p>保健・医療・福祉の向上や地域振興など、社会の変化に応じて地域が抱える諸課題に関し、その解決に向けて果敢に挑戦する人材を地域に供給するための取組を行う。</p>	<p><b>4 地域への優秀な人材の供給に関する計画</b></p> <p>30 キャリアサポートセンターでは、インターンシップ、未来サロン等、学生が様々な魅力ある県内企業・施設・医療機関・団体とそれらに携わる人々との出会い、山梨のよさを知る機会を充実させるとともに、大学アライアンスやまなしや県とも連携を強化しながら、就職に関する情報提供や就職支援を行い、県内就職の促進に向けた取組を行う。 COC+Rの取組において、地域づくり、観光高度化、産業の活性化、多文化共生、起業家精神の醸成を目的とする学生・社会人の垣根を超えた教育プログラムを提供し、地域を牽引する人材の供給を図る。 看護実践開発研究センターにおいて、特定行為を組み込んだ認定看護師の育成・支援に積極的に取り組むとともに、県内の保健医療福祉の実践現場に携わる看護職が学び続ける場を提供するために、看護実践開発研究センターの機能の見直しを図り、看護実践の質向上の取組を推進する。</p>	<p>インターンシップやMIRIプロジェクト等のプロジェクト型授業など、県内企業・団体との交流の場において、県内企業を知る機会を増やす。また、地域との協働による構築した出口一体型教育プログラム(COC+R)を推進することで、県内就職率の向上に繋げる。 また、看護職の実践現場で必要な教育を提供するため、認定看護の育成支援に取り組む。</p>	<p><b>4 地域への優秀な人材の供給に関する計画</b></p> <p>県内外の12大学とともに、COC+事業の推進に取組み、県をはじめとする19の参加自治体及び15の参加団体・法人などとの強固な連携のもと、県内、県外出身を問わず、学生が様々な魅力ある県内企業・施設・医療機関・団体とそれらに携わる人々との出会い、ふれあいの場を数多く設けるなど、山梨のよさを知る機会を充実させるとともに、県内就職に関する情報提供や就職支援を行う。その結果として、中期計画期間中に国際政策学部においては県内就職率四十五パーセント以上を達成し、人間福祉学部においては、県内就職率五十パーセント以上を達成する。また、看護学部においては、中期計画期間中に県内就職率五十パーセント以上を達成する。</p>

公立大学法人山梨県立大学 第3期中期目標・中期計画対照表

参考資料6

第3期中期目標	第3期中期計画	策定の視点	参考:第2期中期計画
<b>第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標</b>	<b>第4 業務運営の改善及び効率化に関する計画</b>		<b>第4 業務運営の改善及び効率化に関する計画</b>
<b>1 業務運営の改善及び効率化に関する目標</b>	<b>1 業務運営の改善及び効率化に関する計画</b>		<b>1 業務運営の改善及び効率化に関する計画</b>
<b>(1) 運営体制の改善に関する目標</b>	<b>(1) 運営体制の改善に関する計画</b>		<b>(1) 運営体制の改善に関する計画</b>
社会環境の変化等に対応して大学の機能を最大限発揮できるよう、理事長(学長)のリーダーシップの下、学内におけるガバナンスを強化するとともに、組織の見直しなどの体制整備を行う。	31 理事長(学長)のリーダーシップの下で、教学マネジメントを推進する体制を整備するとともに、定量的評価指標に基づく組織評価の仕組みを構築する。	事務局に教学マネジメントを所管する部署を設け理事長(学長)を補佐する体制を整備するとともに、評価結果に基づく見直しを確実に実行するため、被評価部門が納得せざるを得ないような定量的評価指標に基づく組織評価の仕組みを構築する必要がある。	理事長のリーダーシップの発揮と責任あるガバナンス体制の確立のため、理事長選考方法の見直しを行う。理事長のリーダーシップの下で、ガバナンス機能を強化するために、両キャンパスの有機的連携を図りながら大学の戦略的運営のための補佐体制を整備する。
<b>(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する目標</b>	<b>(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する計画</b>		<b>(2) 人事・教職員等配置の適正化に関する計画</b>
全学的な観点からの柔軟で弾力的な人事制度の構築を進める。	32 全学的な人事方針を策定し、外国人や若手の積極的な採用を含めた透明かつ公正な人事を実施する。 組織の活性化を図るために、専門性の高い教職員の確保・育成に努め、適正な人員配置を行う。 教員の業績評価の結果を踏まえ、教育、研究、社会貢献、学内運営の各領域における優秀な教員に特別昇給や理事長表彰等のインセンティブを付与する。 職員について、事務局体制の在り方を検討し、社会の要請に対応できる人事制度を構築する。	これまで事務局体制は、平成22年度法人化前の県立大学の人員体制をベースに構築してきたが、社会環境が大きく変化中、現在の大学機能を維持するため本来必要とされる人員体制を整備するとともに、県派遣職員、プロパー職員、法人職員を問わず、その能力を最大限発揮できるような人事制度を構築する必要がある。	全学的な人事方針を策定し、外国人や若手の積極的な採用を含めた透明かつ公正な人事を実施する。 組織の活性化を図るために、専門性の高い教職員の確保・育成に努め、適正な人員配置を行う。 教員の業績評価の結果を踏まえ、教育、研究、社会貢献、学内運営の各領域における優秀な教員に特別昇給や理事長表彰等のインセンティブを付与する。また、職員についても、人事評価を実施し、その結果を給与等に反映する。
<b>(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標</b>	<b>(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する計画</b>		<b>(3) 事務等の効率化・合理化・高度化に関する計画</b>
専門知識・能力を有する人材の確保・育成、組織の整理・統合及び業務改善を行うとともに、大学アライアンスやまなしの枠組みを活用することにより、全学的な事務の効率化、合理化及び高度化を進める。	33 大学アライアンスの枠組みを活用し、人事交流や研修制度の高度化を通じて、専門的知識・能力を有する人材を育成するとともに、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進により、事務の効率化を進める。	本学における事務の効率化・合理化・高度化を図るためには、事務局の中核を担うプロパー職員の能力開発が必須であるが、そのためには、外部と交流し刺激を受けることが極めて効果的であり、外部研修への積極的な参加を促すとともに、山梨大学との人事交流を戦略的に進めていく必要がある。 今後も時代の変化に応じた新たな業務が発生する一方、大学の収支予算を考えると人員増は見込めない中、事務の効率化を進めるためには、大学をあげてDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進する必要がある。	採用計画に基づき、中期計画期間中に職員のプロパー化を進める。 効率的・合理的な事務執行のため、課長会議の場を活用して、随時事務組織及び業務分担の見直しについて検討を行う。 プロパー職員のキャリアパスを策定するとともに、学内外の研修への参加、他大学と連携したネットワーク型SDを活用した体系的で実践的な研修制度を構築し、高度化・複雑化する大学業務に対応できる専門的知識・能力を備えた職員を育成する。
<b>第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標</b>	<b>第4 業務運営の改善及び効率化に関する計画</b>		<b>第4 業務運営の改善及び効率化に関する計画</b>
<b>2 財務内容の改善に関する目標</b>	<b>2 財務内容の改善に関する計画</b>		<b>2 財務内容の改善に関する計画</b>
<b>(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</b>	<b>(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する計画</b>		<b>(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する計画</b>
運営費交付金や授業料等学生納付金のほか、外部研究資金の獲得や多様な大学事業の展開による自主財源の確保・拡充等、自己収入の増加のための組織的な活動に取り組む。	34 科学研究費等の学外の競争的研究資金の申請・獲得を促進するために情報収集、提供、申請手続の支援等を行う。 寄付金の受け入れ増加に努めるとともに、ネーミングライツ(命名権)など新たな自己財源の開拓を図る。	本学の収入のうち、県からの運営費交付金や授業料等学生納付金については、今後も大幅な増加は見込めないことから、外部研究資金の獲得に向けた取組を継続するとともに、新たな自己財源の開拓を図るための検討を始める必要がある。	科学研究費補助金への申請率を向上させ、またより大型の研究プロジェクトへの申請を奨励することにより、全体の採択件数及び獲得額の増加を図る。中期計画期間中に、申請件数95件、採択件数45件を目指す。

公立大学法人山梨県立大学 第3期中期目標・中期計画対照表

参考資料6

第3期中期目標	第3期中期計画	策定の視点	参考：第2期中期計画
	No.		
<b>(2) 学費の確保に関する目標</b>		<b>(2) 学費の確保に関する計画</b>	<b>(2) 学費の確保に関する計画</b>
授業料等学生納付金については、公立大学の役割、優秀な学生の獲得や適正な受益者負担等の観点及び社会情勢等を勘案し、適正な水準を維持する。	35	授業料等の学生納付金について、優秀な学生の確保等の多様な観点から、他大学の状況等も踏まえながら適切な金額設定を行う。	授業料等の学生納付金について、優秀な学生の確保等の多様な観点から、他大学の状況等も踏まえながら適切な金額設定を行う。
<b>(3) 経費の抑制に関する目標</b>		<b>(3) 経費の抑制に関する計画</b>	<b>(3) 経費の抑制に関する計画</b>
予算の弾力的かつ効率的な執行、管理的業務の簡素化及び合理化等を推進し、並びに教育研究水準の維持向上に配慮しつつ、組織運営の効率化等を進めるとともに、大学アライアンスやまなしの枠組みを活用することにより、経費の抑制を図る。	36	継続的に事務事業の見直しを進めることにより、経費の削減を実現する。また、大学アライアンスやまなしの枠組みを活用し、山梨大学との共同調達の拡大を図る。	管理的業務の一元化等によって経費の削減を実施する。
<b>(4) 資産の運用管理の改善に関する目標</b>		<b>(4) 資産の運用管理の改善に関する計画</b>	<b>(4) 資産の運用管理の改善に関する計画</b>
全学的かつ経営的視点から、保有資産を適正に管理し、効率的な運用を行う。	37	施設・設備等の利用状況を適切に把握し、大学の運営に支障がない範囲で外部への貸出を積極的に行う。未利用地について、より効率的な活用を図るため、民間への貸出等を検討する。	施設・設備等の利用状況を適切に把握し、より効率的な活用を図るとともに、金融資産については、安全確実な運用を行う。
<b>3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</b>		<b>3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する計画</b>	<b>3 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する計画</b>
業務運営について、定期的に自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を速やかに公表し、業務運営の改善に活用する。	38	監査体制を整備し、内部監査機能の質の向上をはかるなかで、自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による評価結果を公表・活用し、業務運営の改善を図る。	自己点検・評価システムの検証・見直しを実施し、法人経営と教学経営の双方の観点から自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表し、改善を図る。
<b>4 その他業務運営に関する目標</b>		<b>4 その他業務運営に関する計画</b>	<b>4 その他業務運営に関する計画</b>
<b>(1) 情報の公表等の推進に関する目標</b>		<b>(1) 情報公表等の推進に関する計画</b>	<b>(1) 情報公開等の推進に関する計画</b>
広報体制の整備・強化を図り、教育研究活動や業務運営に関して積極的かつ迅速な情報提供を行うことにより地域への説明責任を果たす。	39	大学運営の透明性を確保するため、財務状況等について、広く適正に情報公表するとともに、教育活動、研究活動、地域貢献活動等のほか、情報発信力のある特色あるプロジェクトについて、大学ホームページを中心とした多様なメディアを活用して積極的な広報を行う。	大学ポータルサイトに参加するとともに、地(知)の拠点整備事業等の成果を積極的に発信・提供する。 大学の広報体制を整備し、ホームページの内容の充実を図るとともに、大学の運営状況をはじめ教職員や学生の教育研究成果を国内外に積極的に発信・提供する。
<b>(2) 施設・設備の整備・活用等に関する目標</b>		<b>(2) 施設・設備の整備・活用等に関する計画</b>	<b>(2) 施設・設備の整備・活用等に関する計画</b>
良好な教育研究環境を保つため、施設・設備の適切な維持管理を行うとともに、有効活用を図る。	40	学生・職員・地域に有益な教育研究環境を維持するため、計画的に施設、設備の修繕を行うとともに、地域と共同した利用や地域社会への開放などによる利用を促進する。	効果的・効率的な教育研究環境を維持するため、計画的に施設・設備の修繕を実施する。 大学の施設等を大学の運営に支障のない範囲で地域社会に開放する。

公立大学法人山梨県立大学 第3期中期目標・中期計画対照表

参考資料6

第3期中期目標	第3期中期計画	策定の視点	参考:第2期中期計画
<b>(3) 安全管理等に関する目標</b>	<b>(3) 安全管理等に関する計画</b>		<b>(3) 安全管理等に関する計画</b>
個人情報などの大学の保有する情報のセキュリティを確保するとともに、地震や感染症蔓延などの災害時における学生・教職員のリスクマネジメントを推進し、安全・安心な教育環境の維持、構築等を図る。	41 安全・安心な教育環境を確保するために、個人情報の保護などに関する情報セキュリティ教育を実施するとともに、各種の災害、事件、事故に対して学外も含めたリスク管理を強化・充実する。また、ストレスチェック制度など労働安全衛生法等に基づく取組を推進する。	学内だけでなく、地域と連携した危険回避・除去を図る。	学内の安全と衛生を確保するため、ストレスチェック制度など労働安全衛生法等に基づく取組を推進する。また、学内外の安全・安心な教育環境を確保するために、各種の災害、事件、事故に対する学外も含めたリスク管理を強化・充実するとともに、個人情報の保護などに関する情報セキュリティ教育を実施する。
<b>(4) 社会的責任に関する目標</b>	<b>(4) 社会的責任に関する計画</b>		<b>(4) 社会的責任に関する計画</b>
法令遵守の徹底、人権尊重や男女共同参画、SDGsの推進など、社会的ニーズに応じた大学運営を行うとともに、大学の持つ人材、情報等の還元を通じ、地域からの信頼を高め、地域への貢献度の向上を図る。	42 法令遵守の徹底、人権尊重、男女共同参画、環境への配慮などSDGsの推進への意識の醸成を図るため、研究倫理教育やハラスメント防止のための啓発活動と相談・対応体制を充実するとともに、地域活動との連携に努めるなど、大学の社会的責任を果たすための体制を整備し、その取組を実施する。	時宜にかなった推進意識の醸成と大学財産の地域社会への還元を含めた社会貢献を図る。	法令遵守、人権尊重、男女共同参画の推進、環境への配慮などへの意識の醸成を図るため、研究倫理教育やハラスメント防止のための啓発活動と相談・対応体制を充実するなど、大学の社会的責任を果たすための体制を整備し、その取組を実施する。

# 山梨県公立大学法人評価委員会条例

(平成21年山梨県条例第50号)

## (趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十一条第四項の規定に基づき、山梨県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第二条 委員会は、委員五人以内をもって組織する。

2 委員は、教育研究又は経営に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

## (任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (臨時委員)

第四条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (委員長)

第五条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

**(会議)**

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員のそれぞれの過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

**(庶務)**

第七条 委員会の庶務は、県民生活部において処理する。

**(委任)**

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。